

令和 6 年度 池 田 町 財 務 書 類



池 田 町

目次

1. 地方公会計制度の背景.....	1
(1) 地方公共団体の現状及び地方公会計の導入	1
(2) 地方公会計整備の意義.....	2
(3) 財務書類整備の目的	3
(4) 財務書類整備の効果	4
2. 財務書類とは.....	6
(1) 財務書類の構成	6
(2) 勘定科目の説明	8
3. 財務四表.....	15
(1) 貸借対照表	15
(2) 行政コスト計算書.....	19
(3) 純資産変動計算書.....	23
(4) 資金収支計算書	27
(1) 資産の状況(資産形成度).....	33
(2) 資産と負債の比率(世代間公平性).....	37
(3) 行政コストの状況(効率性)	40

(4) 負債の状況(持続可能性(健全性))	42
(5) 受益者負担の状況(自律性)	45
4. 今後の課題	47
(1) 行政運営における課題	47
(2) 公表における課題	49
(3) 他計画との連携・活用における課題	51

1. 地方公会計制度の背景

(1) 地方公共団体の現状及び地方公会計の導入

地方公共団体の会計は、国の会計と同じく、住民から徴収された対価性のない税財源の配分を、議会における議決を経た予算を通じて事前統制の下で行うという点で、営利を目的とする企業会計とは根本的に異なっています。すなわち、税金を活動資源とする国・地方公共団体の活動は、国民・住民福祉の増進等を目的としており、予算の議会での議決を通して、議会による統制の下に置かれています（財政民主主義）。このため、国・地方公共団体の会計では、予算の適正・確実な執行に資する観点から、現金の授受の事実を重視する現金主義が採用されているところであります。

一方で、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、国民・住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、発生主義等の企業会計の考え方及び手法を活用した財務書類の開示が推進されてきたところであります。

地方公会計は、発生主義により、ストック情報やフロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして整備するものです。具体的には、発生主義に基づく財務書類において、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで、中長期的な財政運営への活用の充実が期待できることや、そのような発生主義に基づく財務書類を、現行の現金主義会計による決算情報等と対比させて見ることにより、財務情報の内容理解が深まるものと考えられます。

(2) 地方公会計整備の意義

個々の地方公共団体における地方公会計整備の意義としては、住民や議会等に対し、財務情報をわかりやすく開示することによる説明責任の履行と、資産・債務管理や予算編成、行政評価等に有効に活用することで、マネジメントを強化し、財政の効率化・適正化を図ることが挙げられます。

また、地方公会計の整備は、個々の地方公共団体だけでなく、地方公共団体全体としての財務情報のわかりやすい開示という観点からも必要があります。

さらに、それぞれの地方公共団体において、財務書類の作成と開示及びその活用を行うことのみならず、他の地方公共団体との比較を容易とし、その財政構造の特徴や課題をより客観的に分析することで、住民等に対するわかりやすい説明、財政運営や行政評価等への活用を充実させることが可能となります。

(3) 財務書類整備の目的

地方公共団体において財務書類を整備する目的については、地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由でかつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められている中で、そうした経営を進めていくためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠です。

具体的な目的として、①資産・債務管理、②費用管理、③財務情報のわかりやすい開示、④政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、⑤地方議会における予算・決算審議での利用が挙げられています。

これらの目的は、「説明責任の履行」と「財政の効率化・適正化」という観点からさらに整理することができます。すなわち、③財務情報のわかりやすい開示は、地方公共団体の説明責任の履行に資するものであり、①資産・債務管理、②費用管理、④政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、⑤地方議会における予算・決算審議での利用は、内部管理強化を通じて最終的に財政の効率化・適正化を目指すものであるといえます。したがって、財務書類整備の目的は大きく次の二点にまとめることができます。

①説明責任の履行

地方公共団体は、住民から徴収した対価性のない税財源をもとに行政活動を行っており、付託された行政資源について住民や議会に対する説明責任を有しますが、財務書類を作成・公表することによって、財政の透明性を高め、その責任をより適切に果たすことができます。このことは、財政民主主義の観点から、財政の統制を議会に委ねるだけでなく、住民も直接に財政運営の監視に関与すべきとの考え方からも求められるものです。

②財政の効率化・適正化

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）が施行され、地方公共団体には、自らの権限と責任において、規律ある財政運営を行うことが求められています。財務書類から得られる情報を資産・債務管理、費用管理等に有効に活用することによって、財政運営に関するマネジメント力を高め、財政の効率化・適正化を図ることができます。

(4) 財務書類整備の効果

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を実施する団体であり、住民に対して地方税を賦課徴収する一方（地方自治法 223 条）、予算については議会の議決を経て定めることとされ（同法 96 条、211 条）、決算については議会の認定が必要とされています（同法 96 条、233 条）。

このような普通地方公共団体の会計処理は、現金の収支を基準とするいわゆる現金主義によっています。すなわち、歳入とは、一会計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一会計年度における一切の支出をいうものですが、ここで収入とは現金の収納をいい、支出とは現金の支払をいうとされています（財政法 2 条参照）。

これに対して、企業会計において用いられる発生主義とは、現金の収支のみならず、すべての財産物品等の増減及び異動をその発生した事実に基づいて経理することです。現金主義による地方公共団体の予算・決算制度を前提とした場合、新たに発生主義に基づく財務書類を整備することによる効果としては、以下のものが挙げられます。

① 発生主義による正確な行政コストの把握

企業は営利を目的として活動を行っていることから、企業会計は経済的事実を正確に反映させた適正な期間損益計算を行うことを主要な任務としています。そのために、企業会計は発生主義に基づき、経済活動の成果を表す「収益」とそれを得るために費やされた「費用」を厳密に対応づけることによって、各会計期間の経営成績である「利益」を算定します。減価償却費や退職給付費用などは、発生主義により認識することが求められます。

新地方公会計モデルは発生主義の考え方を導入するものですが、ここで留意すべき点は、企業の場合、会計期間の活動の成果は収益として定量的に把握することが可能であるのに対して、地方公共団体の活動は前述のとおり住民の福祉の増進を目的として行われるものであるため、その成果を収益として定量的に把握することがそもそも困難である点です。

したがって、新地方公会計モデルの行政コスト計算書において経常的な費用と収益を対比させる意義は、企業会計のように一会計期間の経営成績を算出するためではなく、一会計年度に発生した、純資産の減少をもたらす純経常費用（税収等でまかなうべき、純経常行政コスト）を算出することにあるといえます。

財政の効率化には正確な行政コストの把握が不可欠ですが、このような行政コスト計算書を作成することにより、経常費用（経常行政コスト）あるいは純経常費用（純経常行政コスト）として、減価償却費などの見えにくいコストを含めたフルコストを把握することができ、これを住民に対して明示するとともに、職員のコストに対する意識改革にもつなげることができます。

② 資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握

現金主義による会計処理は、現金（公金）の適正かつ客観的な経理に適合するものであり、国や地方公共団体を通じて適用されていますが、地方公共団体の資産全体から見た場合、その一部である「歳計現金」に関する収支（キャッシュ・フロー）が示されるにすぎず、毎年の歳出の結果としての資産形成に関する情報（ストック情報）も不十分といえます（現行の決算制度においても、「財産に関する調書」（地方自治法施行令 166 条）が添付されますが、これによっても、財産の適正な評価額までは明らかにされません）。

この点、貸借対照表を作成することにより、公正価値による資産評価が行われますので、地方公共団体がこれまでの行政活動により蓄積したすべての資産についてその評価額も含めたストック情報が明示されるとともに、資産形成に要した負債の額とあわせて見ることで、資産と負債（ストック）の総体を一覧的に把握することが可能となります。これは、地方公共団体が適切な資産・負債管理を行ううえで有用な情報といえます。

③ 連結ベースでの財務状況の把握

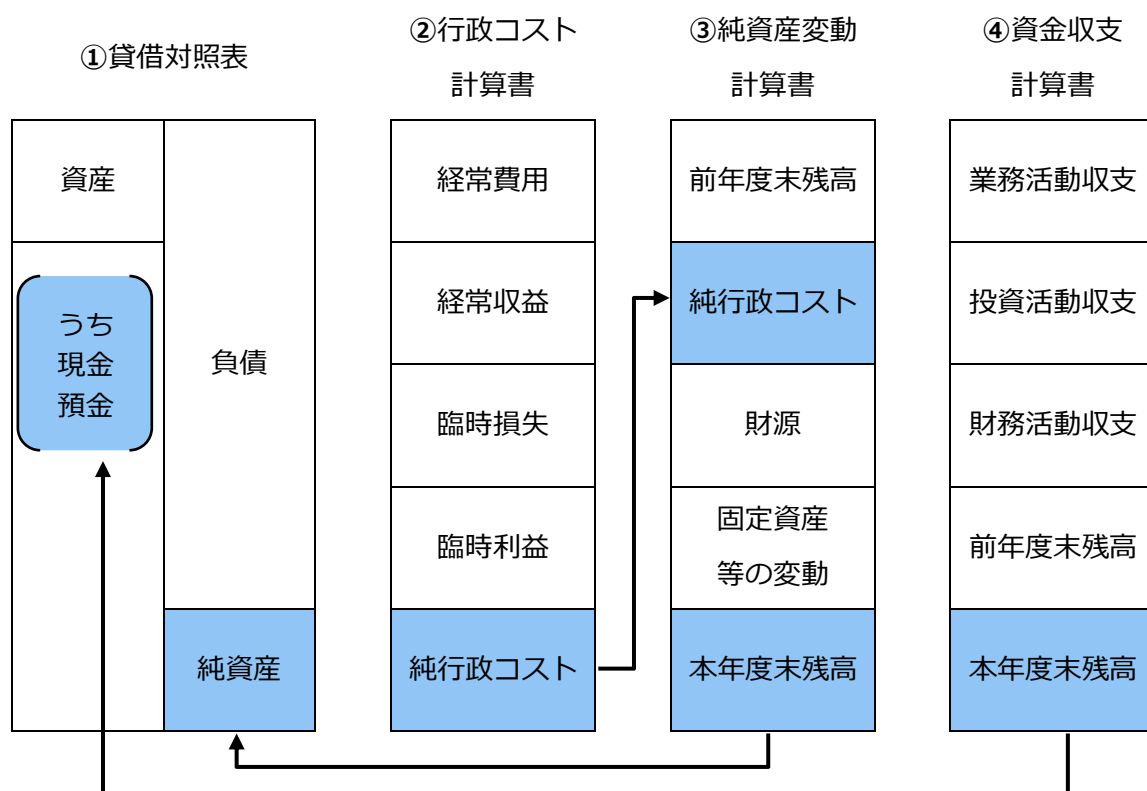
普通地方公共団体は、一部事務組合、広域連合、第三セクター等の関係団体と連携協力して地域の行政サービスを実施しており、現行の決算制度の下では、普通地方公共団体について一般会計・特別会計ごとに歳入歳出決算が調製され（地方自治法 209 条、同施行令 166 条）、また、地方公営企業法適用企業については別途決算が調製されます（地方公営企業法 30 条）。さらに一部事務組合、広域連合、第三セクター等の関係団体についてもそれぞれに決算が調製されます。

これらの決算書類に加え、普通地方公共団体と関係団体を総合した連結財務書類を作成することにより、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況、さらには行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況など、普通地方公共団体を中心とする行政サービス提供主体の財務状況を一体的に把握することが可能となります。

2. 財務書類とは

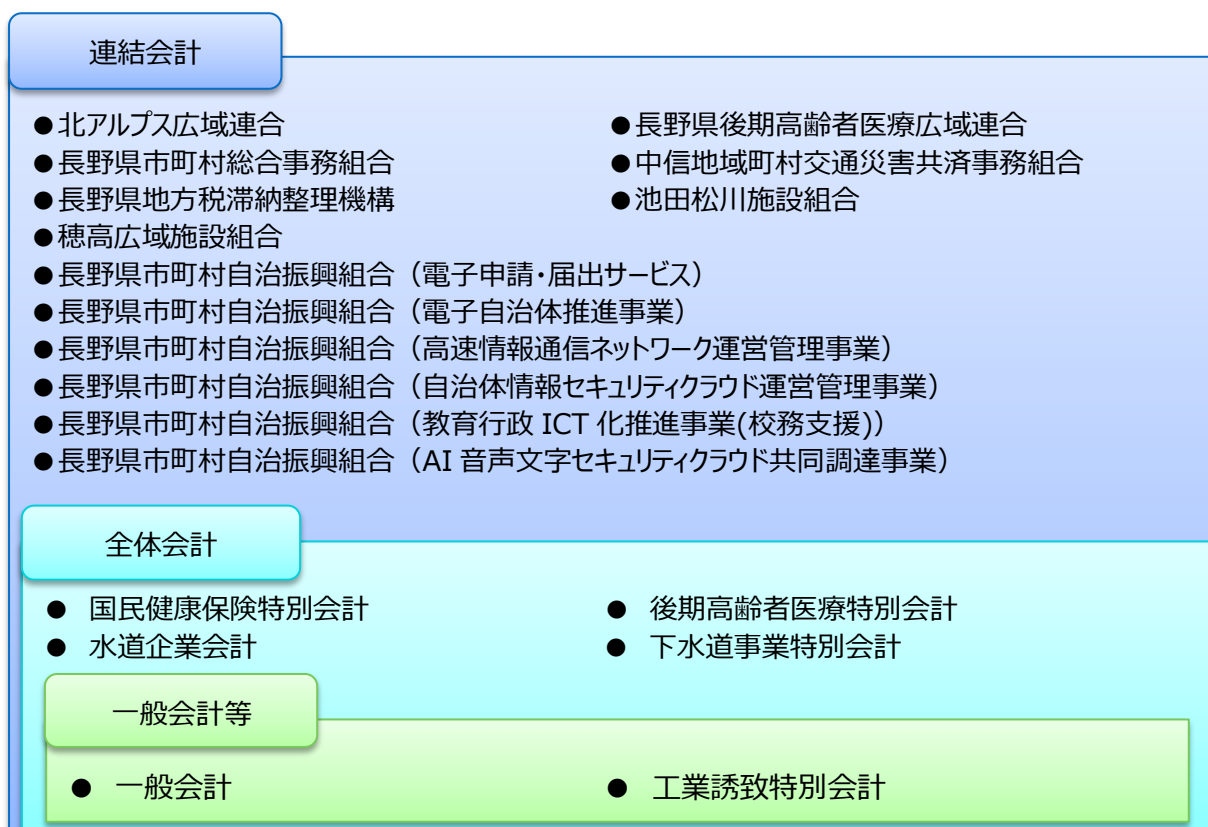
(1) 財務書類の構成

財務書類の体系は、①貸借対照表、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての附属明細書、注記となります。①～④の財務書類は相互関係があり、以下の図の通りとなります。



- ◇ 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- ◇ 貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の期末残高と対応します。
- ◇ 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。
- ◇ 附属明細書は「財務書類作成要領」の様式第5号の通り作成します。（連結財務書類は作成を省略しています）

財務書類の対象となる範囲について、以下の図の通り作成することとなります。



本年度の財務書類の作成では、「●」を財務書類の対象範囲としております。

また、相殺については以下の通り実施します。

相殺対象	
投資と資本の相殺消去	資産購入と売却の相殺消去
貸付金・借入金等の債権債務の相殺消去	委託料の支払と受取
補助金支出と補助金収入	利息の支払と受取
会計間の繰入・繰出	

総務省「連結財務書類作成の手引き」に準じています。

【特記事項】

- ◇ 財務書類の作成基準日は、会計年度末(3月31日)とします。ただし、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とします。その場合、その旨及び出納整理期間に係る根拠条文(自治法第235条の5等)を注記します。
- ◇ 財務書類の表示金額単位は、千円とします。なお、千円単位未満の計数があるときは「0」を表示し、計数がないときは「-」を表示します。

(2) 勘定科目の説明

貸借対照表

貸借対照表は、基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を明らかにすることを目的として作成します。

資産の部	
固定資産	
有形固定資産	
事業用資産	インフラ資産及び物品以外の有形固定資産
インフラ資産	システムまたはネットワークの一部であり、性質が特殊なもので代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に關し制約をうける有形固定資産
物品	自治法第 239 第 1 項に規定するもので、取得価額または見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の資産
無形固定資産	
ソフトウェア	コンピューターに一定の仕事を行わせるためのプログラム
その他	ソフトウェア以外の無形固定資産(仮勘定含む)
投資その他の資産	
投資及び出資金	有価証券・出資金であり、有価証券は満期保有目的及び満期保有目的以外の有価証券。出資金には自治法第 238 条第 1 項第 7 号により出損金も含む。
投資損失引当金	出資金の内、連結対象団体及び会計に対するものについて、実質価額が 30%以上低下した場合に、実質価額と取得価額の差額
長期延滞債権	債権回収予定日から 1 年以上経過した未回収の債権
長期貸付金	自治法第 240 条第 1 項に規定する債権である貸付金の内、流動資産に区分されるもの以外のもの
基金	基金の内、流動資産に区分されるもの以外のもの
徴収不能引当金	長期延滞債権・長期貸付金に対し、過去の徴収不能実績率により算定したもの
流動資産	
現金預金	現金及び現金同等物

未収金	現年調定の収入未済額
短期貸付金	翌年度に償還期限が到来する貸付金
基金	財政調整基金及び減債基金。減債基金は 1 年に取り崩す予定のあるもの。
棚卸資産	売却を目的として保有している資産
徴収不能引当金	未収金・短期貸付金に対し、過去の徴収不能実績率により算定したもの
負債の部	
固定負債	
地方債	償還予定が 1 年超の地方債
長期未払金	自治法第 214 条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外のもの
退職手当引当金	期末時点で職員が自己都合退職した場合の要支給額
損失補償等引当金	履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額
流動負債	
1 年内償還予定地方債	1 年以内に償還予定の地方債
未払金	役務の提供が完了しその支払いが未済のもの
未払費用	役務の提供が継続中でその支払いが未済のもの
前受金	対価の収受があり役務の提供を行っていないもの
前受収益	対価の収受があり役務の提供が継続中のもの
賞与等引当金	在籍者に対する 6 月支給予定の期末・勤勉手当総額とそれらに係る法定福利費相当額を加算した額の 4/6
預り金	第三者から寄託された資産に係る見返負債
純資産の部	
固定資産等形成分	資産形成のために充当した資源の蓄積
余剰分（不足分）	費消可能な資源の蓄積

行政コスト計算書

行政コスト計算書は、会計期間中の地方公共団体の費用・収益の取引高を明らかにすることを目的として作成します。

経常費用	
業務費用	
人件費	
職員給与費	職員等に対して勤労の対価や報酬として支払われる費用
賞与等引当金繰入額	賞与等引当金の当該会計年度発生額
退職手当引当金繰入額	退職手当引当金の当該会計年度発生額
その他	上記以外の人件費
物件費等	
物件費	職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費といった消費的性質の経費で資産計上されないもの
維持補修費	資産の機能維持のために必要な修繕費等
減価償却費	一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額
その他	上記以外の物件費等
その他の業務費用	
支払利息	地方債等に係る利息負担金額
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金の当該会計年度発生額
その他	上記以外のその他の業務費用
移転費用	
補助金等	政策目的による補助金等
社会保障給付	社会保障給付としての扶助費等
他会計への繰出金	地方公営事業会計に対する繰出金
その他	上記以外の移転費用
経常収益	
使用料及び手数料	一定の財・サービスを提供する場合に、当該財・サービスの対価として使用料・手数料の形態で徴収する金銭
その他	上記以外の経常収益
臨時損失	

	災害復旧事業費	災害復旧に関する費用
	資産売却損	資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の差額及び除却した資産の除却時の帳簿価額
	投資損失引当金繰入額	投資損失引当金の当該会計年度発生額
	損失補償等引当金繰入額	損失補償等引当金の当該会計年度発生額
	その他	上記以外の臨時損失
臨時利益		
	資産売却益	資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額
	その他	上記以外の臨時利益

純資産変動計算書

純資産変動計算書は、会計期間中の地方公共団体の純資産の変動、すなわち政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産及びその内部構成の変動（その他の純資産減少原因・財源及びその他の純資産増加原因の取引高）を明らかにすることを目的として作成します。

純行政コスト	
純行政コスト	行政コスト計算書の収支尻である純行政コストと連動
財源	
税収等	地方税、地方交付税及び地方譲与税等
国県等補助金	国庫支出金及び都道府県支出金等
固定資産等の変動（内部変動）	
有形固定資産等の増加	有形固定資産及び無形固定資産の形成による保有資産の増加額または有形固定資産及び無形固定資産の形成のために支出した金額
有形固定資産等の減少	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費相当額及び除売却による減少額または有形固定資産及び無形固定資産の売却収入、除売却相当額及び自己金融効果を伴う減価償却費相当額
貸付金・基金等の増加	貸付金・基金等の形成等による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額
貸付金・基金等の減少	貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等
資産評価差額	
資産評価差額	有価証券等の評価差額
無償所管換等	
無償所管換等	無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等
その他	
その他	上記以外の純資産及びその内部構成の変動

資金収支計算書

地方公共団体の資金収支の状態、すなわち地方公共団体の内部者（首長、議会、補助機関等）の活動に伴う資金利用状況及び資金獲得能力を明らかにすることを目的として作成します。

業務活動収支	
業務支出	
業務費用支出	
人件費支出	人件費に係る支出
物件費等支出	物件費等に係る支出
支払利息支出	地方債等に係る支払利息の支出
その他の支出	上記以外の業務費用支出
移転費用支出	
補助金等支出	補助金等に係る支出
社会保障給付支出	社会保障給付に係る支出
他会計への繰出支出	他会計への繰出に係る支出
その他の支出	上記以外の移転費用支出
業務収入	
税収等収入	税収等の収入
国県等補助金収入	国県等補助金のうち、業務支出の財源に充当した収入
使用料及び手数料収入	使用料及び手数料の収入
その他の収入	上記以外の業務収入
臨時支出	
災害復旧事業費支出	災害復旧事業費に係る支出
その他の支出	上記以外の臨時支出
臨時収入	
臨時収入	臨時にあった収入
投資活動収支	
投資活動支出	
公共施設等整備費支出	有形固定資産等の形成に係る支出
基金積立金支出	基金積立に係る支出
投資及び出資金支出	投資及び出資金に係る支出
貸付金支出	貸付金に係る支出
その他の支出	上記以外の投資活動支出
投資活動収入	

	国県等補助金収入	国県等補助金の内、投資活動支出の財源に充当した収入
	基金取崩収入	基金取崩による収入
	貸付金元金回収収入	貸付金に係る元金回収収入
	資産売却収入	資産売却による収入
	その他の収入	上記以外の投資活動収入
財務活動収支		
財務活動支出		
	地方債償還支出	地方債に係る元本償還の支出
	その他の支出	上記以外の財務活動支出
財務活動収入		
	地方債発行収入	地方債発行による収入
	その他の収入	上記以外の財務活動収入

3. 財務四表

(1) 貸借対照表

① 見方

(単位：百万円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
資産の部			
固定資産	15,424	25,498	27,964
有形固定資産	13,047	22,079	24,021
事業用資産	7,766	7,766	9,603
インフラ資産	5,188	13,810	13,810
物品	93	503	609
無形固定資産	2	2	2
投資その他の資産	2,375	3,416	3,941
流動資産	681	1,705	1,887
現金預金	73	919	1,043
未収金	5	23	24
基金	604	761	786
その他流動資産	-0	1	35
資産合計	16,106	27,202	29,851
負債の部			
固定負債	3,388	10,433	10,770
地方債	2,639	5,111	5,216
退職手当引当金	740	740	961
損失補償等引当金	-	-	-
その他固定負債	10	4,581	4,593
流動負債	734	1,296	1,327
1年内償還予定地方債	652	1,185	1,203
賞与等引当金	77	80	92
その他流動負債	5	31	32
負債合計	4,122	11,728	12,098
純資産の部			
固定資産等形成分	16,028	26,259	28,750
余剰分（不足分）	-4,044	-10,785	-10,997
純資産合計	11,984	15,474	17,754
負債・純資産合計	16,106	27,202	29,851

基準日(会計年度末)時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのか（資産保有状況・資産）と、その資産がどのような財源でまかなわれているのか（財源調達状況・負債&純資産）のストック項目の残高を示します。

勘定科目の内訳など補足情報について、注記・附属明細書の確認することが重要です。

資産の部

行政サービスの提供能力を有する固定資産(道路等のインフラ資産や庁舎等の事業用資産など)と、将来に資金流入をもたらす流動資産(基金・現金預金など)の2種類で構成されています。

地方公共団体は安定した行政サービス提供のため、有形固定資産が資産の大半を占めているのが特徴であり、有形固定資産は換金性が低い点に留意が必要です。

また、管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の河川等、計上されていない資産が存在する点にも留意が必要です。

負債の部

将来において、債権者に対する支払いや返済により地方公共団体から資金流出をもたらすものであり、翌年度の資金流出(流動負債)と翌々年度以降の資金流出(固定負債)の2種類で構成されています。

次年度以降に償還予定の地方債残高(地方債・1年内償還予定地方債)の額に着目し、多額の場合は減債基金等の積立状況等の確認が重要です。

また、地方債の中には固定資産の取得財源である地方債と、臨時財政対策債等の特例的な地方債の両方が計上されていることに留意し、特例的な地方債については、交付税措置額等の見込額について注記を確認する必要があります。

純資産の部

過去・現在において、資産形成に対する支払いにより地方公共団体から資金流出をもたらしたものであり、有形固定資産等の資産形成のために充当した資源の蓄積(固定資産等形成分)と現金預金等の消費可能な資源の蓄積(余剰分(不足分))の2種類で構成されています。

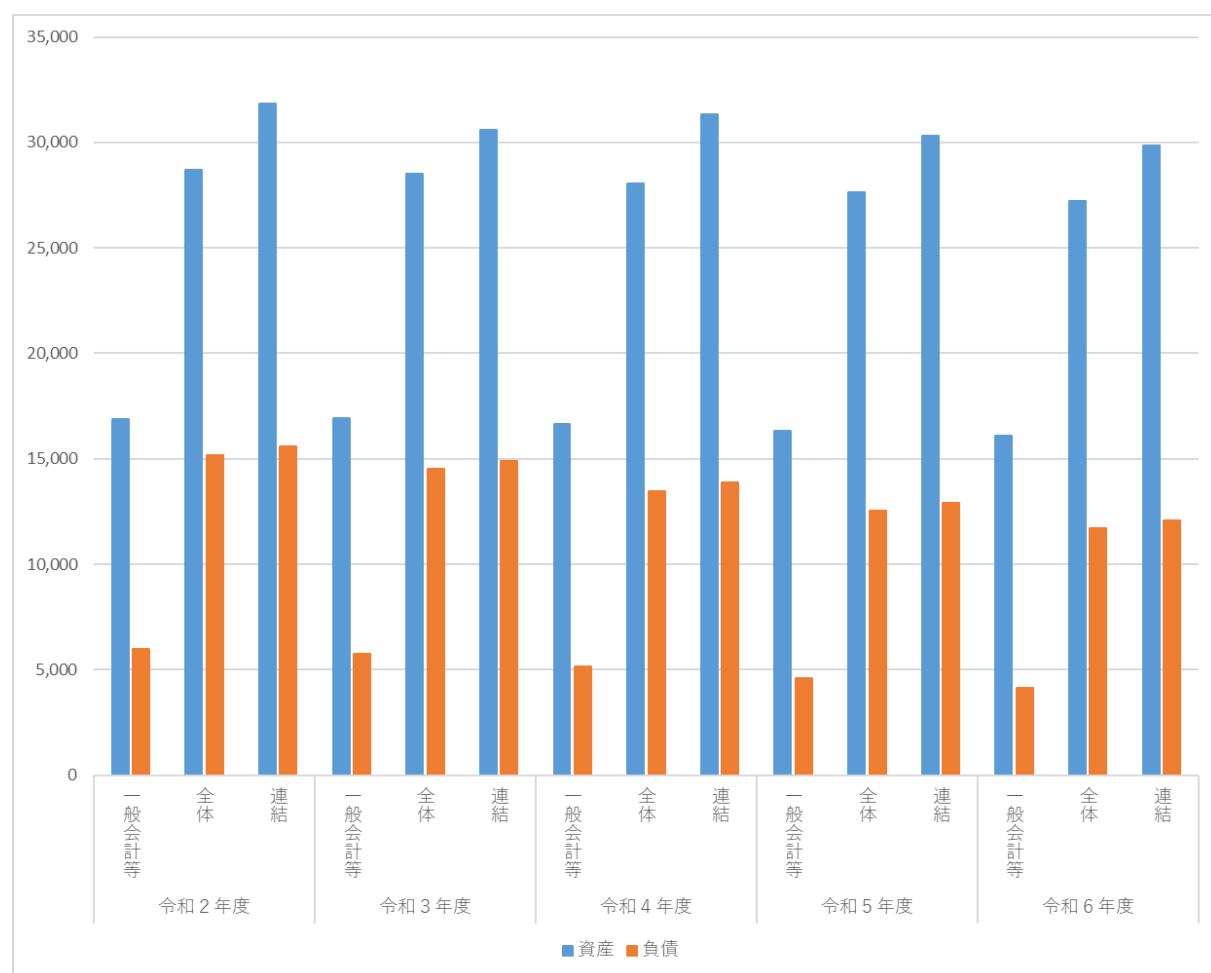
地方公共団体は地方債を発行して有形固定資産等を取得することが多いため、余剰分(不足分)は一般的にはマイナスになります。これは、将来の税収や地方交付税等の財源の収入があることを見越して、現世代が将来世代に負担を先送りしていることを表しています。

純資産は資産と負債の差額ですが、民間企業のように資本の獲得等に関する取引の結果ではない点に留意が必要です。

② 資産・負債の状況

(単位:百万円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計等	資産	16,875	16,911	16,666	16,338	16,106
	負債	5,971	5,772	5,141	4,584	4,122
全体	資産	28,720	28,525	28,036	27,657	27,202
	負債	15,174	14,531	13,473	12,556	11,728
連結	資産	31,847	30,578	31,337	30,302	29,851
	負債	15,592	14,905	13,883	12,903	12,098



一般会計等

一般会計等においては、資産総額は前年度末から 232 百万円減少（△1.4%）し、負債総額も 462 百万円減少（△10.1%）した。

資産のうち、固定資産は 15,424 百万円、流動資産は 681 百万円であり、固定資産が資産全体の 95.8%を占めている。行政サービス提供の基盤となる資産が大宗を占める一方で、換金性の高い資産は限定的であることから、更新投資の実施に当たっては財源確保との両立が重要となる。

流動資産のうち基金は 604 百万円、現金預金は 73 百万円である。基金が流動資産の大半を占めており、日常的な資金余力は大きくないため、資産の維持更新と資金の確保を両立していくことが重要である。

負債総額の減少は、地方債の償還が進んだことによる。今後も投資事業の実施に当たっては、新規発行額と償還額のバランスを意識し、負債水準を過度に上昇させない運営が求められる。

全体会計

全体会計では、資産総額は前年度末から 455 百万円減少（△1.6%）し、負債総額は 828 百万円減少（△6.6%）した。一般会計等に加えて公営事業会計を含めて見ても、負債の減少幅が資産の減少幅を上回っている。

資産のうち、固定資産は 25,498 百万円、流動資産は 1,705 百万円であり、固定資産が資産全体の 93.7%を占めている。上下水道等のインフラ資産を含むため固定資産の比率は引き続き高く、施設・設備の更新需要を見据えた中長期的な管理が重要である。

負債総額の減少は、水道・下水道を含む地方債の償還が進んだことによる。公営事業会計においても償還が着実に進んでおり、将来の使用料収入や一般会計繰入への影響を踏まえながら、引き続き計画的な資金管理が必要である。

連結会計

連結会計では、資産総額は前年度末から 451 百万円減少（△1.5%）し、負債総額は 805 百万円減少（△6.2%）した。

(2) 行政コスト計算書

① 見方

(単位：百万円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
経常費用	4,586	6,072	8,532
業務費用	2,662	3,248	3,873
人件費	1,046	1,089	1,302
職員給与費	641	671	807
其他人件費	405	418	495
物件費等	1,585	2,090	2,469
物件費	816	943	1,164
維持補修費	68	79	125
減価償却費	702	1,069	1,180
その他物件費	-	-	0
その他の業務費用	31	69	102
移転費用	1,924	2,824	4,659
補助金等	1,326	2,333	2,529
社会保障給付	489	489	2,088
その他移転費用	109	2	42
経常収益	200	573	602
使用料及び手数料	58	422	500
その他経常収益	142	151	102
純経常行政コスト	4,386	5,500	7,930
臨時損失	6	10	105
臨時利益	2	7	7
純行政コスト	4,390	5,503	8,029

一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益（経常的な収益）を表します。

得られる情報は、当該年度の行政コスト計算書のみならず、過去の年度と比較して、どのコストが増減しているかに着目し、増減の多い勘定科目について、要因を追究することも重要です。

また、類似団体と比較して、どのコストの金額や比率が大きいのかに着目し、コストの金額や比率の乖離が大きい勘定科目について、要因を追究することも考えられます。

純経常行政コスト

一会計期間中の資産形成に結びつかない経常的な行政運営活動において、税を主とする一般財源等で賄うべきコストを表します。

地方公共団体の活動のために経常的に発生する人件費、物件費、移転費用（補助金等）などの費用から、使用料・手数料等の受益者負担収益を差し引くことで求められます。

減価償却費は、地方公共団体側からすれば1年間に使用した固定資産の価値減少分ですが、住民側からすれば1年間の施設やインフラ(道路等)のサービス享受分となるため、受益者負担を考慮する場合、この住民の満足度といったような見えない部分まで含めて議論することが重要です。

純行政コスト

一会計期間中の行政運営活動において、税を主とする一般財源等で賄うべきコストを表します。

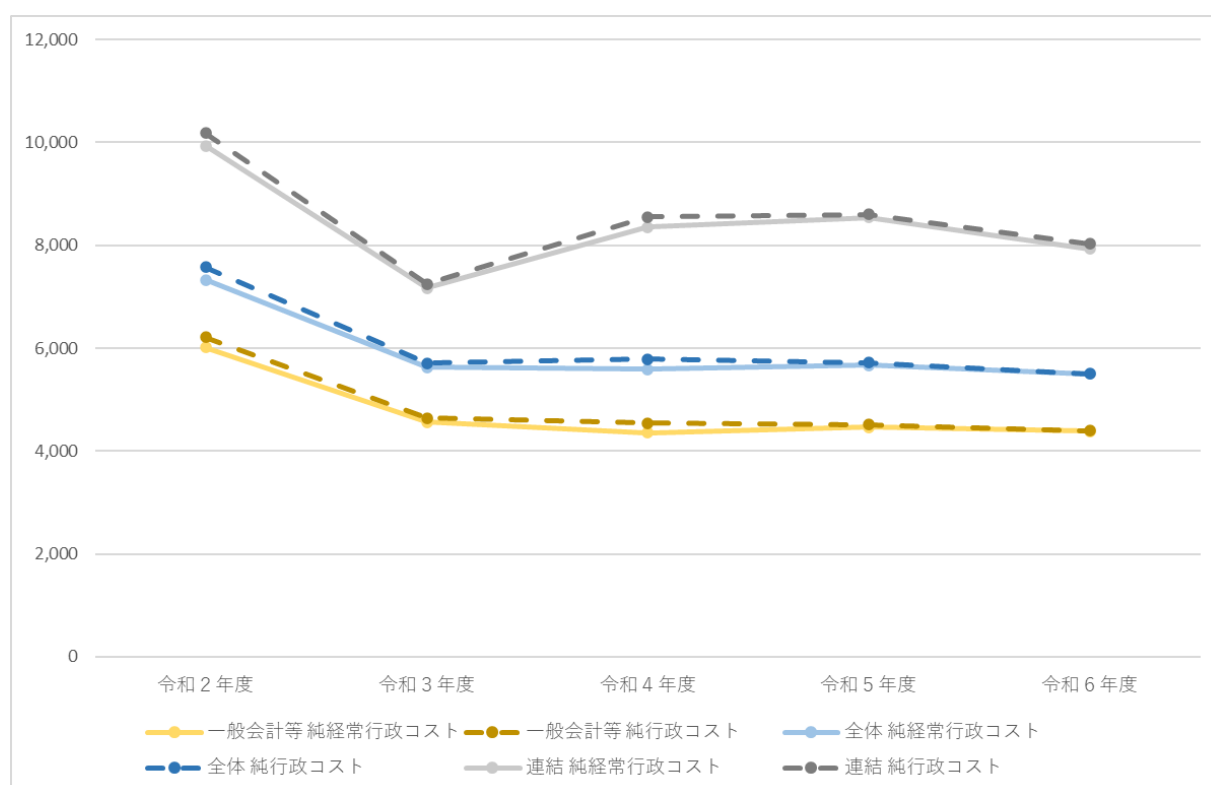
“純経常行政コスト”に臨時に発生する損失・利益を加味することで求められます。

臨時に発生する損失は災害復旧事業費や施設の除却等が該当し、臨時に発生する利益は、災害に伴う共済保険料等が該当します。

② 行政コストの状況

(単位: 百万円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計等	純経常行政コスト	6,012	4,567	4,352	4,464	4,386
	純行政コスト	6,211	4,641	4,547	4,518	4,390
全体	純経常行政コスト	7,328	5,630	5,590	5,666	5,500
	純行政コスト	7,574	5,707	5,788	5,719	5,503
連結	純経常行政コスト	9,930	7,171	8,350	8,543	7,930
	純行政コスト	10,176	7,247	8,548	8,597	8,029



一般会計等

一般会計等では、純行政コストは前年度比△128 百万円（△2.8%）、純経常行政コストは前年度比△78 百万円（△1.7%）となった。臨時的な要因を含めた純行政コスト、経常的なコストの双方が減少している。

経常費用は 4,586 百万円で、その内訳は業務費用 2,662 百万円、移転費用 1,924 百万円で、す。移転費用のうち、補助金等は 1,326 百万円、社会保障給付は 489 百万円となっており、本町としては補助金等が大きな割合を占めている。今後は、団体・事業への支出の妥当性や効果を継続的に検証していくことが重要となる。

また、経常収益は 200 百万円であり、受益者負担比率は 4.4%となった。経常費用の大部分は税収等の一般財源で賄っているため、本町としては行政コストの推移を継続的に把握しつつ、事務事業の見直しや資産活用とあわせて効率的な行政運営につなげていく必要がある。

全体会計

公営事業会計を含めた全体会計では、純行政コストは前年度比△216 百万円（△3.8%）、純経常行政コストは前年度比△166 百万円（△2.9%）となった。一般会計等に加え、国民健康保険や上下水道等の事業に係るコストが含まれるため、純行政コストは 5,503 百万円となっており、事業会計を含めてもコストは減少している。

連結会計

連結会計では、経常費用 8,532 百万円、経常収益 602 百万円、純行政コスト 8,029 百万円となった。前年度比では純行政コストが 568 百万円（△6.6%）減少しており、全体会計に一部事務組合等の収支が加わることで、コスト・収益ともに規模は大きくなっている。

(3) 純資産変動計算書

① 見方

(単位：百万円)

一般会計等	合計		
勘定科目名		固定資産等形成分	余剰分（不足分）
前年度末純資産残高	11,754	16,241	-4,486
純行政コスト	-4,390	-	-4,390
財源	4,688	-	4,688
税収等	3,914	-	3,914
国県等補助金	774	-	774
固定資産等の変動（内部変動）	0	-188	188
有形固定資産等の増加	0	144	-144
有形固定資産等の減少	0	-702	702
貸付金・基金等の増加	0	422	-422
貸付金・基金等の減少	0	-52	52
その他	-69	-25	-44
本年度純資産変動額	230	-213	442
本年度末純資産残高	11,984	16,028	-4,044

全体会計	合計		
勘定科目名		固定資産等形成分	余剰分（不足分）
前年度末純資産残高	15,101	26,592	-11,491
純行政コスト	-5,503	-	-5,503
財源	5,916	-	5,916
税収等	4,416	-	4,416
国県等補助金	1,500	-	1,500
固定資産等の変動（内部変動）	0	-309	309
有形固定資産等の増加	0	200	-200
有形固定資産等の減少	0	-1,061	1,061
貸付金・基金等の増加	0	608	-608
貸付金・基金等の減少	0	-57	57
その他	-40	-24	-16
本年度純資産変動額	373	-333	706
本年度末純資産残高	15,474	26,259	-10,785

連結会計	合計		
勘定科目名		固定資産等形成分	余剰分（不足分）
前年度末純資産残高	17,399	29,053	-11,654
純行政コスト	-8,029	-	-8,029
財源	8,276	-	8,276
税収等	5,592	-	5,592
国県等補助金	2,684	-	2,684
固定資産等の変動（内部変動）	0	-437	437
有形固定資産等の増加	0	301	-301
有形固定資産等の減少	0	-1,267	1,267
貸付金・基金等の増加	0	660	-660
貸付金・基金等の減少	0	-131	131
その他	108	134	-27
本年度純資産変動額	355	-303	658
本年度末純資産残高	17,754	28,750	-10,997

※ 本資料上は、資産評価差額、無償所管換等はその他に含めています

貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目(固定資産等形成分・余剰分(不足分))が、1年間でどのように変動したかを表します。

地方税・地方交付税などの一般財源や国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として計上され、行政コスト計算書で算出された費用(純行政コスト)が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかになります。また、固定資産等の変動により、純資産の変動要因がわかります。

1年間の純行政コストの金額に対して、財源(税収等及び国県等補助金)の金額がどの程度あるかを比較することにより、行政サービスの提供に必要となるコストが受益者負担以外の財源によってどの程度賄われているのかを把握することが可能です。

本年度差額

純行政コストの金額と税収等及び国県等補助金の金額の差額は、発生主義ベースで財政的な収支均衡が図られているかどうかを表します。

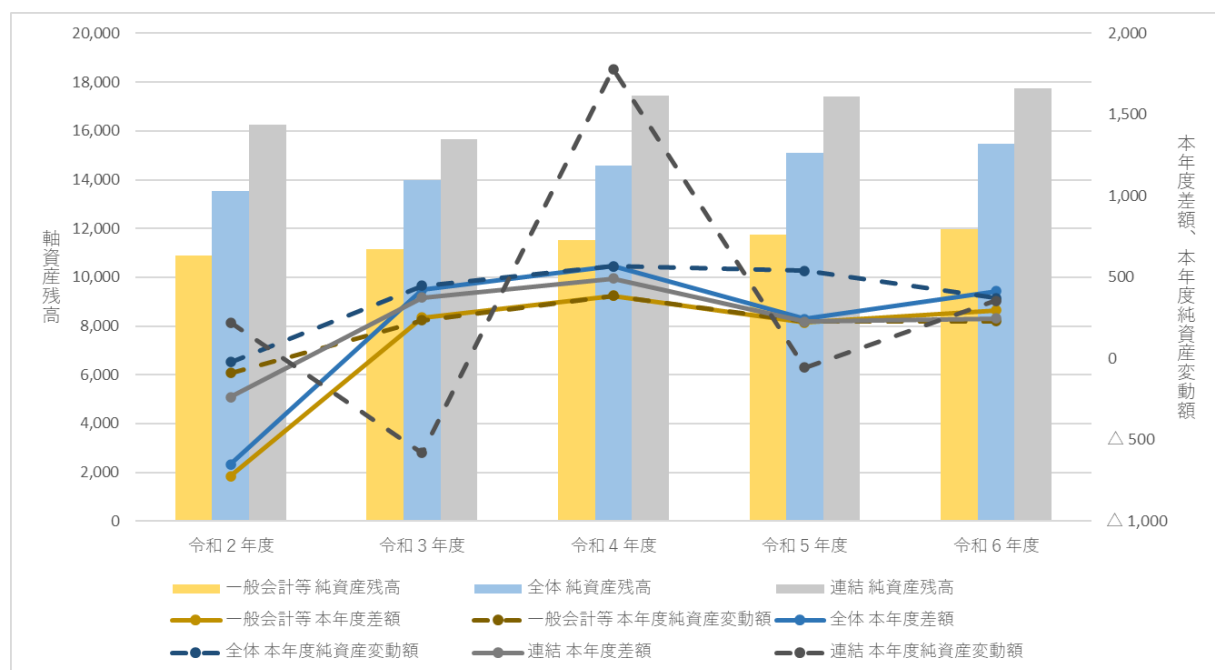
コストと収益の差額は、民間企業においては損益や利益という形で示されることが想定されますが、地方公共団体においては意味が異なる点に留意が必要です。

プラスの場合は、現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を貯蓄したことを意味する一方、マイナスの場合は、将来世代が利用可能な資源を現世代が消費して便益を享受していることを意味します。

② 純資産変動の状況

(単位:百万円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計等	本年度差額	△ 722	251	387	221	298
	本年度純資産変動額	△ 89	236	387	228	230
	純資産残高	10,903	11,139	11,526	11,754	11,984
全体	本年度差額	△ 650	422	568	245	413
	本年度純資産変動額	△ 22	448	568	539	373
	純資産残高	13,547	13,994	14,562	15,101	15,474
連結	本年度差額	△ 238	376	491	228	247
	本年度純資産変動額	220	△ 582	1,781	△ 55	355
	純資産残高	16,255	15,673	17,454	17,399	17,754



一般会計等

本町の一般会計等では、財源（4,688 百万円）が純行政コスト（4,390 百万円）を上回ったことから、本年度差額は 298 百万円となった。発生主義ベースで見ても、当年度に必要な行政コストを当年度の財源で賄えている。

本年度純資産変動額は 230 百万円のプラスであり、本年度末純資産残高は 11,984 百万円となった。純資産の増加は、将来世代が利用可能な資源の蓄積につながるものであり、財政運営の安定性を示す要素の一つといえる。

全体会計

全体会計では、財源（5,916 百万円）が純行政コスト（5,503 百万円）を上回ったことから、本年度差額は 413 百万円となった。特別会計・公営企業会計を含めた全体でも、当年度のコストを当年度の財源で賄う構造を維持できている。

本年度純資産変動額は 373 百万円のプラスであり、本年度末純資産残高は 15,474 百万円となった。一般会計等に比べて、特別会計・公営企業会計の影響を含むため、財源とコストの規模がともに大きい。全体会計で純資産が増加している点は、町全体としてみた財務基盤が一定程度維持されていることを示している。

連結会計

連結会計では、財源（8,276 百万円）が純行政コスト（8,029 百万円）を上回ったことから、本年度差額は 247 百万円となった。本年度純資産変動額は 355 百万円で、本年度末純資産残高は 17,754 百万円となっている。

(4) 資金収支計算書

① 見方

(単位：百万円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
業務活動収支			
業務支出	3,816	4,940	7,296
業務費用支出	1,892	2,116	2,590
移転費用支出	1,924	2,824	4,706
業務収入	4,728	6,163	8,553
臨時支出	6	10	10
臨時収入	3	3	3
業務活動収支	910	1,216	1,250
投資活動収支			
投資活動支出	556	818	965
公共施設等整備費支出	132	188	287
基金積立金支出	390	395	443
その他投資活動支出	35	235	235
投資活動収入	213	241	313
国県等補助金収入	28	28	28
基金取崩収入	17	21	91
その他投資活動収入	168	192	194
投資活動収支	-344	-577	-652
財務活動収支			
財務活動支出	733	1,288	1,311
地方債償還支出	733	1,274	1,290
その他財務活動支出	-	14	21
財務活動収入	159	556	586
地方債発行収入	159	514	543
その他財務活動収入	-	43	43
財務活動収支	-573	-732	-725
本年度資金収支額	-7	-93	-127
前年度末資金残高	77	1,010	1,156
本年度末資金残高※	70	917	1,040
本年度末現金預金残高※	73	919	1,043
※比例連結割合変更に伴う差額	-	-	11
※本年度歳計外現金残高	3	3	3

一会計期間における地方公共団体の行政活動に伴う資金取引を3つの主要な活動に分類し、各活動に関する資金の収支状況を明らかにします。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれます。

現金収支は、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされますが、資金収支計算書においては、「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」という性質の異なる三つの活動に大別して記載され、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した要因が明らかにされるのが特徴です。

それぞれ活動の性格が異なるため、収支に係る評価の仕方も異なることに留意が必要です。

業務活動収支

税収、補助金収入等の経常的な収入で、人件費、物件費等の経常的な活動のための支出を賄えているかどうか(投資活動や財務活動の余力があるか)を表します。

但し、災害復旧事業費や施設除却事業費等の臨時的な収支が含まれることに留意が必要です。

通常プラスになることが望ましく、マイナスの場合はその要因を分析することが重要です。臨時収支を除いた収支(業務収入△業務支出)がマイナスになる場合、財政的に良好ではないと言えます。

プラスの場合、業務活動収支のプラスの範囲内で投資活動収支・財務活動収支も賄うのが一般的です。

投資活動収支

公共施設等の整備や基金の積立・投資等の投資的な活動に関する支出に対して、国県等補助金や基金取崩をどれだけ充当したかを表します。

資産形成等が行われればマイナスになることが多く、プラスの場合は、当年度に基金の取崩が行われたことや資産形成等がほとんどなかったことを示すことが多く考えられます。

財務活動収支

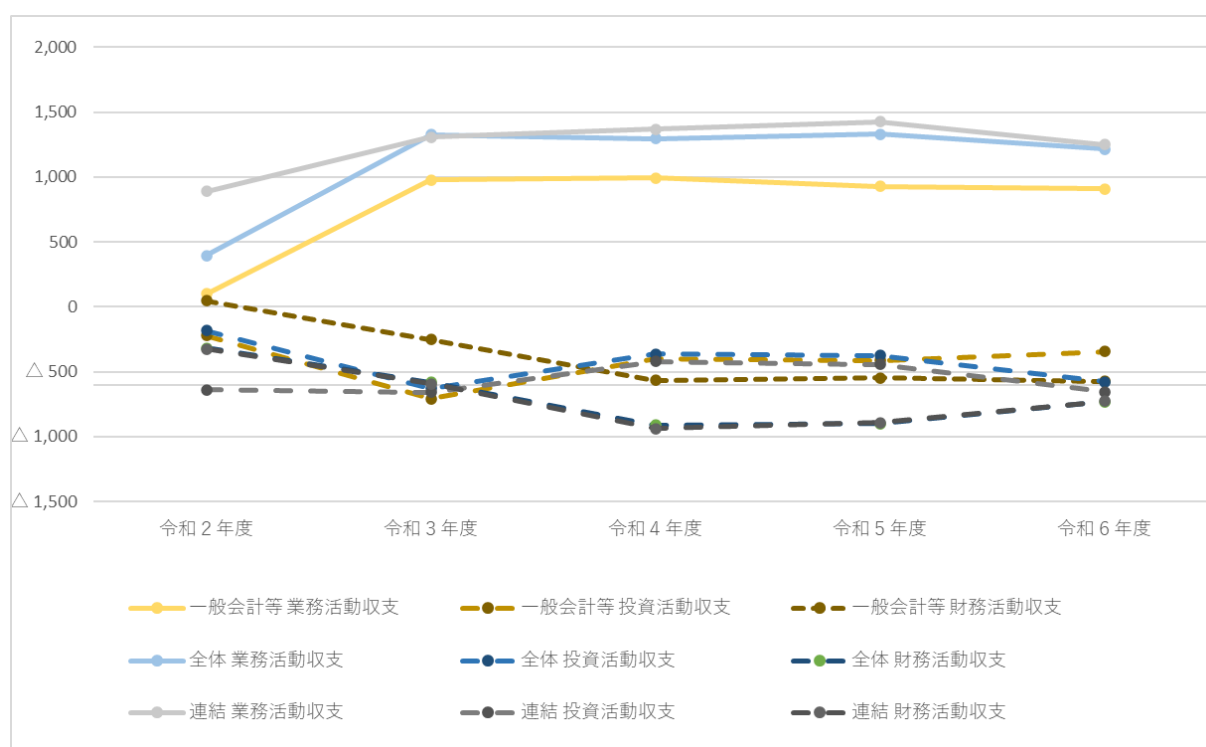
当年度の地方債等の発行(収入)及び地方債等の償還(支出)の状況を表します。

マイナスの場合は、地方債の償還が進んでいることを示しますが、プラスの場合は、地方債等が増加していることを示すため、今後の地方債等の償還に可能となる収入(基金残高)が見込まれるか留意する必要があります。

② 資金収支の状況

(単位:百万円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計等	業務活動収支	100	978	994	928	910
	投資活動収支	△ 220	△ 708	△ 400	△ 413	△ 344
	財務活動収支	48	△ 251	△ 567	△ 548	△ 573
全体	業務活動収支	395	1,324	1,294	1,330	1,216
	投資活動収支	△ 184	△ 627	△ 361	△ 375	△ 577
	財務活動収支	△ 316	△ 583	△ 911	△ 898	△ 732
連結	業務活動収支	889	1,305	1,367	1,426	1,250
	投資活動収支	△ 637	△ 656	△ 422	△ 444	△ 652
	財務活動収支	△ 323	△ 591	△ 938	△ 891	△ 725



一般会計等

一般会計等では、業務活動収支は910百万円、投資活動収支は△344百万円、財務活動収支は△573百万円となった。業務活動収支の黒字により投資活動収支の赤字を賄っており、経常的な行政運営から一定の投資余力を確保できている。

財務活動収支がマイナスとなっているのは、地方債償還支出が発行収入を上回ったためである。本年度末資金残高は70百万円で、前年度末から7百万円減少した。資金残高は大きくはないものの、起債抑制と償還の進捗が資金収支の改善に寄与している。

今後も、業務活動収支がマイナスとならないよう健全な行政運営を維持するとともに、投資事業の実施時期や基金活用のあり方を踏まえた資金繰り管理を丁寧に行っていく必要があります。

全体会計

全体会計では、業務活動収支は1,216百万円、投資活動収支は△577百万円、財務活動収支は△732百万円となった。本年度末資金残高は917百万円で、前年度末から93百万円減少している。公営事業会計を含めても業務活動収支は十分な黒字を確保しており、投資・償還を行いながらも一定の資金水準を維持できている。

連結会計

連結会計では、業務活動収支は1,250百万円、投資活動収支は△652百万円、財務活動収支は△725百万円となった。本年度末資金残高は1,040百万円で、前年度末から117百万円減少している。



公会計の目的のひとつである「財政の効率化・適正化」を達成するためには、作成した財務書類の読解・経年比較や類似団体比較を用いた分析の実施は必要不可欠となっています。その後、セグメント別分析による政策評価や、個別施設計画・財政計画といった各種計画との連携を踏まえ、財政シミュレーションを実施することで予算編成への活用が可能となります。

従来の決算統計(地方財政状況調査)や地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に基づく健全化判断比率などの既存の指標に加え、統一的な基準による地方公会計の情報を活用して、地方公共団体が保有する資産・負債等に関する新たな指標を算出することにより、財政状況を5つの観点から多角的に分析することが可能となるため、「財政の効率化・適正化」の先駆けとなる“資産債務管理”・“費用管理”によって財政状況の適切な現状把握を致します。

指標については、当該年度の類似団体比較(数値分析・指標分析)や経年比較(数値・指標の増減分析)により分析することにより、財政状況の特徴や傾向を把握することができます。さらに、決算統計や地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等や、複数の指標組み合わせることによって、より多面的な分

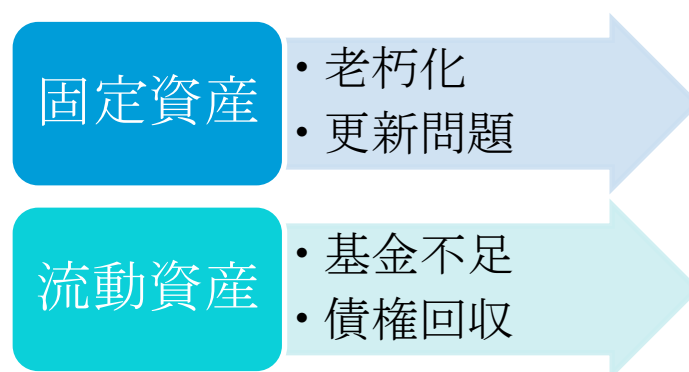
析を行うことができますが、この分析結果を実際の財政運営に活かしていくことが重要です。その方法の一つとして、類似団体の数値を参考にするほか、財務書類に計上される金額や指標等を財政運営上の具体的な目標値として設定することなどが考えられます。

指標の分析にあたって、地方公共団体特有の制度として、管理者と所有者が異なるために計上されていない道路等の資産や、地方債のうち後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額等があるため、注記や附属明細書に記載されるこれらの金額を踏まえて行うことも重要です。

なお、指標については、全体の大まかな傾向を把握するためには有用ですが、単年度に発生した取引の影響で大きく数値が変動する場合があることなどから、複数年度の傾向を踏まえた分析を行うことなどに留意が必要です。

(1) 資産の状況(資産形成度)

資産の状況は、「将来世代に残る資産はどのくらいあるか」等を表しています。



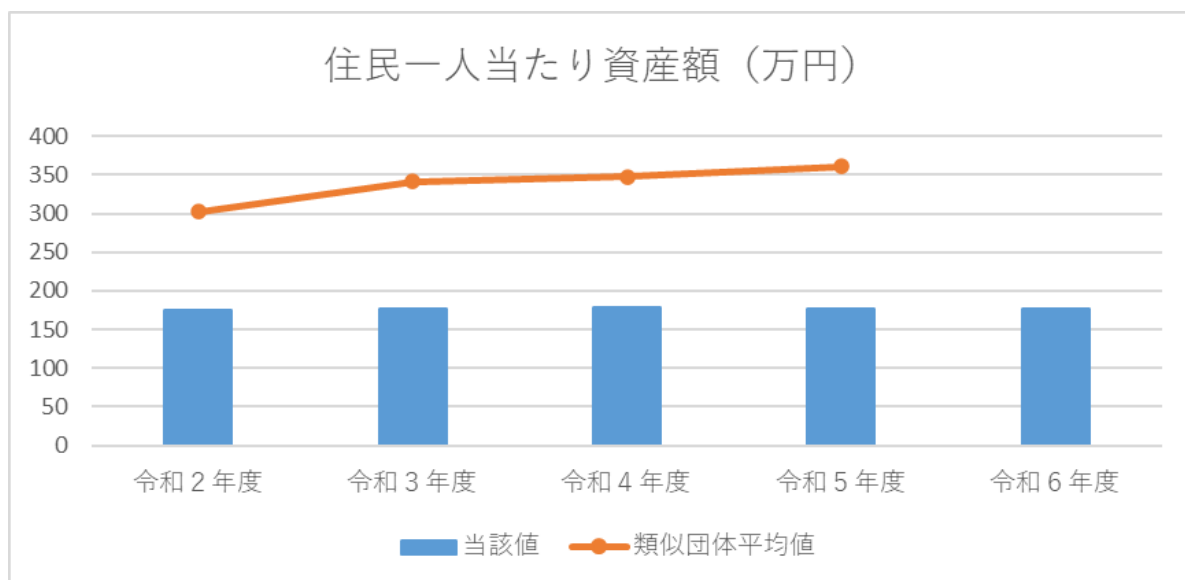
資産に関する情報は、歳入歳出決算に添付される財産に関する調書(地方自治法施行令第 166 条第 2 項及び同施行規則第 16 条の 2)においても、公有財産(土地及び建物、山林、動産、物権、無体財産権、有価証券、出資による権利並びに財産の信託の受益権)、物品、債権及び基金の種別に提供されています。しかし、土地及び建物並びに山林は地積や面積で測定され、動産も個数で表示されるなど、地方公共団体の保有する資産の価値に関する情報を得ることはできません。

また、決算統計の財政力指数や経常収支比率、地方公共団体財政健全化法の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率といった財政指標が既にあります。いずれも資産の状況を表す指標ではないため、資産の状況に関する指標は財務書類を作成することによって得られるものです。

貸借対照表は、資産の部において地方公共団体の保有する資産のストック情報を一覧表示しており、これを住民一人当たり資産額や有形固定資産の行政目的別割合、歳入額対資産比率、有形固定資産減価償却率といった指標を用いて分析することにより、住民等に対して資産に関する情報を提供するものといえます。

① 住民一人当たり資産額（万円）

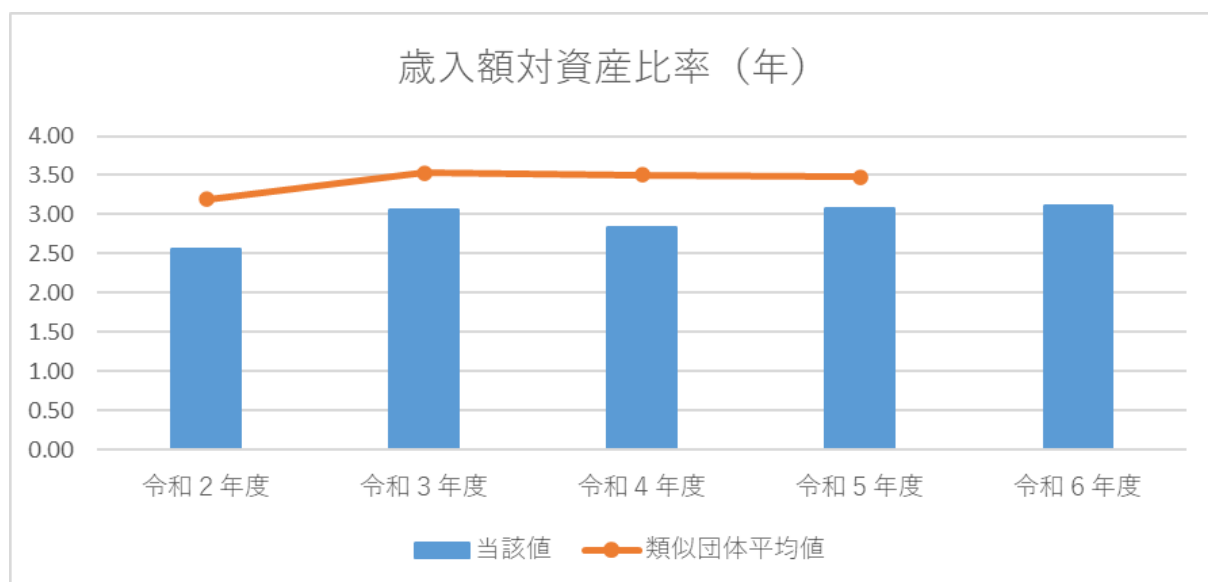
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資産合計	1,687,475	1,691,079	1,666,600	1,633,848	1,610,577
人口	9,690	9,557	9,381	9,239	9,114
当該値	174.1	176.9	177.7	176.8	176.71
類似団体平均値	302.2	340.9	347.7	360.8	



算式	資産合計 / 住民基本台帳人口
目的	住民等への情報開示 他団体比較により、行政サービスに対する資産額の把握
留意事項	地理的要件の違い等
分析	本町の住民一人当たり資産額は176.7万円で、前年度の176.8万円から0.1万円減少し、概ね横ばいで推移しています。類似団体平均は下回っていますが、単に低い・高いで評価するのではなく、人口規模や施設保有の状況とあわせて見ていく必要があります。本町としては、今後も資産総額と人口の両面から継続的に把握し、人口減少が進む場合に一人当たり指標が上昇しやすい点にも留意していきます。

② 歳入額対資産比率（年）

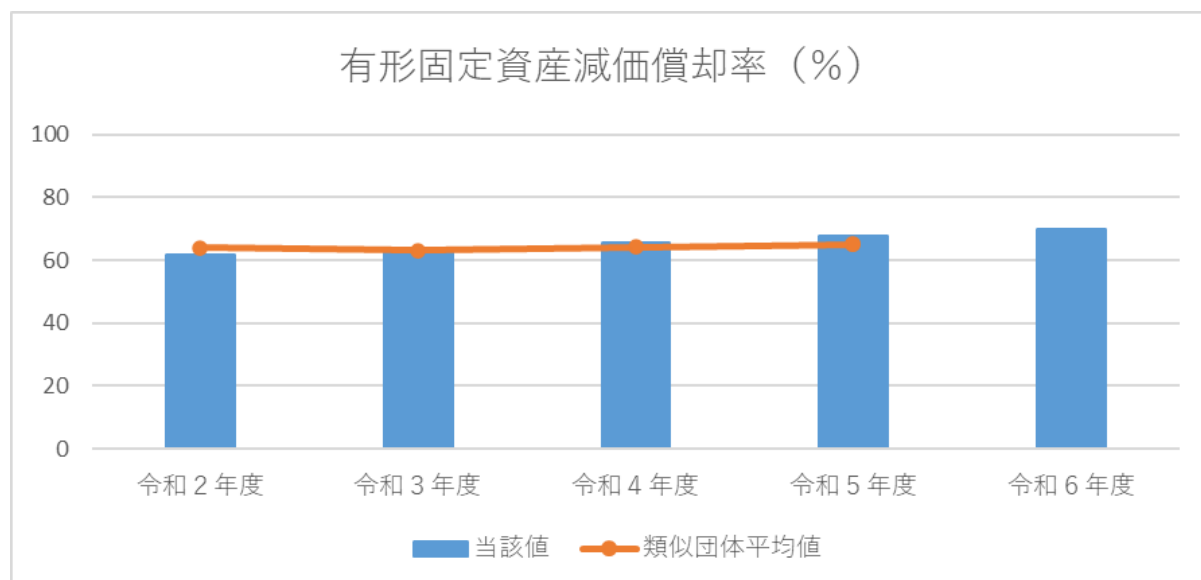
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資産合計	16,875	16,911	16,666	16,338	16,106
歳入総額	6,595	5,520	5,864	5,316	5,180
当該値	2.56	3.06	2.84	3.07	3.11
類似団体平均値	3.19	3.53	3.50	3.48	



算式	資産合計 / （ 歳入総額 ）
目的	資産形成度合の把握
留意事項	歳入総額に前期繰越金が含まれる
分析	本町の歳入額対資産比率は3.11年で、前年度の3.07年からやや上昇しましたが、類似団体平均（3.48年）は下回っています。現時点では歳入規模に対する資産保有量は比較的抑えられていると考えられますが、今後の更新投資の進め方によっては比率が上昇する可能性もあります。そのため、本町としては資産保有量や投資水準の妥当性を継続的に確認していく必要があります。

③ 有形固定資産減価償却率（％）

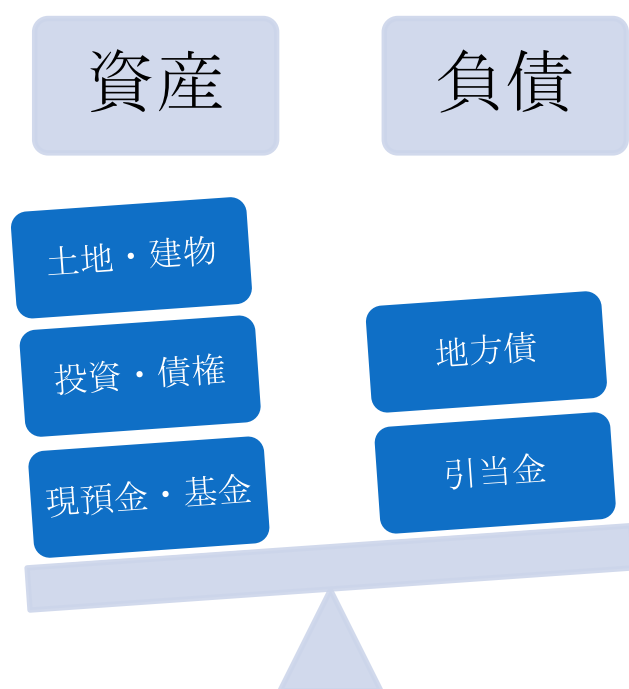
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
減価償却累計額	18,750	19,443	20,140	20,841	21,526
有形固定資産 ※1	30,304	30,496	30,588	30,673	30,770
当該値	61.9	63.8	65.8	67.9	70.0
類似団体平均値	63.9	63.2	64.1	64.9	



算式	$\left(\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}} \right) \times 100$
目的	耐用年数に対する資産の経過度合の把握
留意事項	減価償却累計額の算定には耐用年数省令に基づいており、資産長寿命化対策の結果が直接反映されないため、今後の検討課題となっている
分析	本町の有形固定資産減価償却率は70.0%で、前年度の67.9%から上昇し、類似団体平均（64.9%）も上回っています。これは、老朽化が進んでいる資産が相対的に多いことを示しており、本町としては公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化や更新の優先順位付けを一層進める必要があります。今後は施設類型ごとの状況を丁寧に把握し、改修・更新・統廃合を組み合わせ対応していくことが重要です。

(2) 資産と負債の比率(世代間公平性)

資産と負債の比率は、「将来世代と現世代との負担の分担はどのようになっているか」を表すものです。これは、貸借対照表上の資産、負債及び純資産の対比によって明らかにされます。

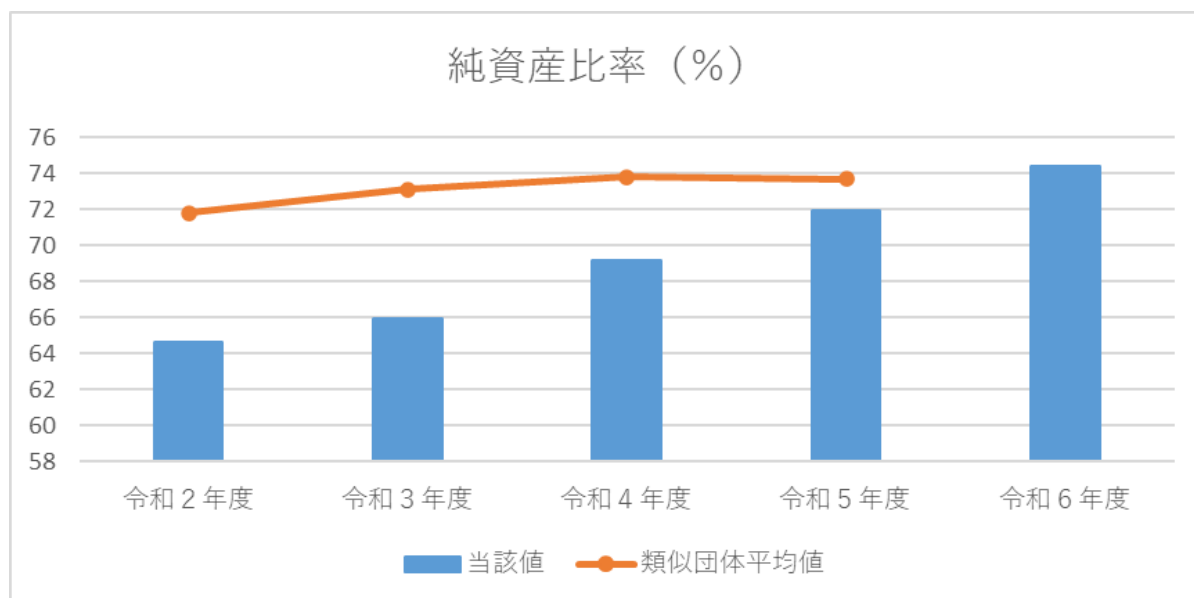


資産と負債の比率を表す指標としては、地方公共団体財政健全化法に基づく将来負担比率がありますが、貸借対照表は、財政運営の結果として、資産形成における将来世代と現世代までの負担の状況を端的に把握するものであり、純資産比率や社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）が分析指標として挙げられます。ただし、将来世代の負担となる地方債の発行については、原則として将来にわたって受益の及ぶ施設の建設等の資産形成に充てることができるものであり（建設公債主義）、その償還年限も、当該地方債を財源として建設した公共施設等の耐用年数を超えないこととされています(地方財政法第5条及び第5条の2)。

したがって、公共施設等の整備においては、受益と負担のバランスや地方公共団体の財政規律が確保されるように地方財政制度上の仕組みが整備されていることに十分留意する必要があります。なお、地方債の中には、その償還金に対して地方交付税措置が講じられているものがあるため、この点にも留意が必要です。

④ 純資産比率（％）

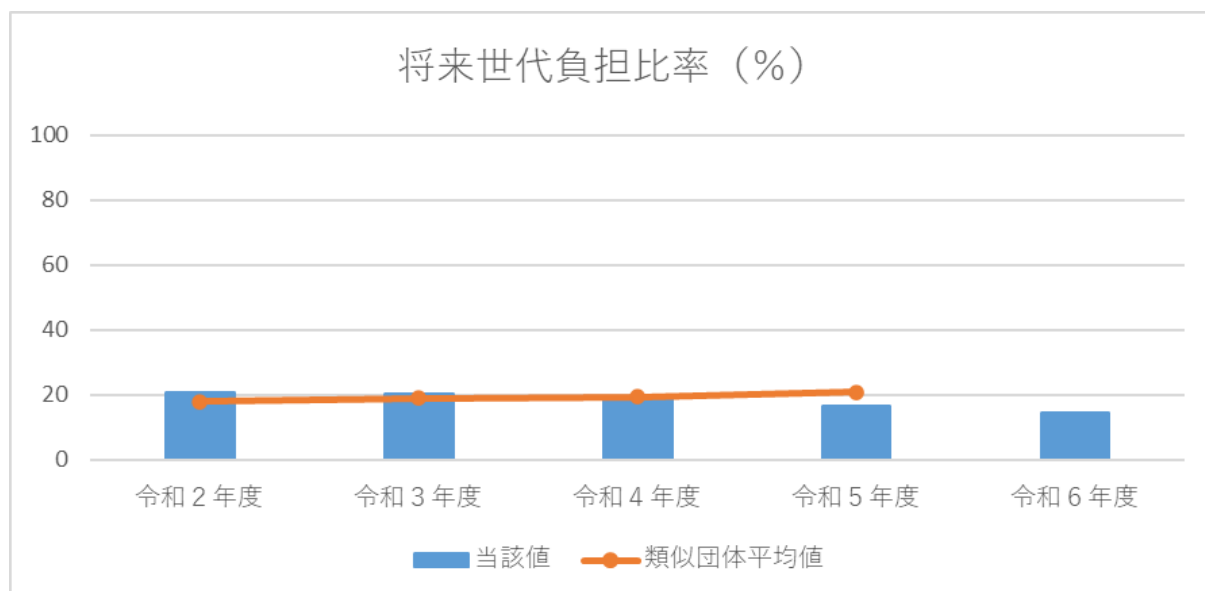
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
純資産	10,903	11,139	11,526	11,754	11,984
資産合計	16,875	16,911	16,666	16,338	16,106
当該値	64.6	65.9	69.2	71.9	74.4
類似団体平均値	71.8	73.1	73.8	73.7	



算式	$(\text{純資産} / \text{資産合計}) \times 100$
目的	将来世代・現在世代の負担割合の推移・傾向把握
留意事項	純資産の内訳（固定資産等形成分・余剰分（不足分））
分析	本町の純資産比率は 74.4% で、前年度の 71.9% から上昇し、類似団体平均（73.7%）も上回っています。現時点では、将来世代に先送りしている負担の割合は相対的に低い水準にあると考えられます。今後も負債の抑制と純資産の維持に努めるとともに、純資産比率の動向を通じて世代間負担のバランスを継続的に確認していく必要があります。

⑤ 将来世代負担比率（％）

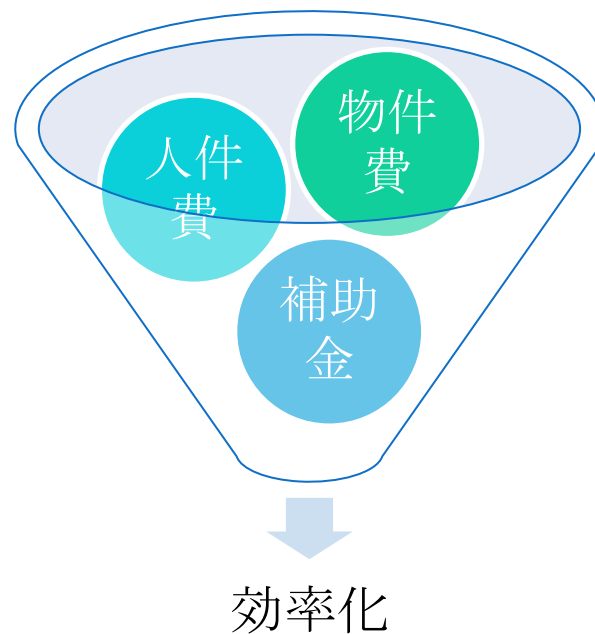
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地方債残高 ※1	3,223	3,025	2,626	2,268	1,908
有形・無形固定資産合計	15,431	14,815	14,217	13,605	13,050
当該値	20.9	20.4	18.5	16.7	14.6
類似団体平均値	18.0	19.0	19.4	20.8	



算式	$\left(\frac{\text{地方債残高} \times}{\text{有形・無形固定資産合計}} \right) \times 100$ ※特例地方債(臨時財政対策債等)は除く
目的	将来世代の負担比重の把握
留意事項	地方債残高から特例地方債が除いて算出される
分析	本町の将来世代負担比率は 14.6%で、前年度の 16.7%から低下し、類似団体平均（20.8%）も下回っています。地方債残高の縮減が進んでおり、将来世代への負担は改善傾向にあります。本町としては、今後も新規起債と償還のバランスに留意し、大型事業の実施時には一時的な比率上昇も見込みながら、中長期的な視点で管理していく必要があります。

(3) 行政コストの状況(効率性)

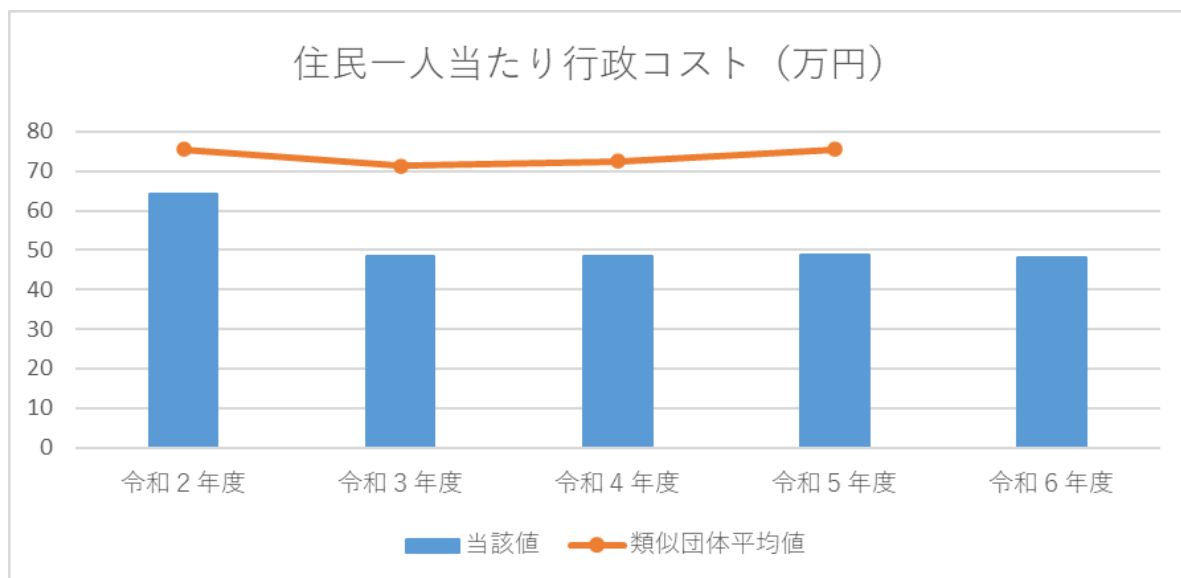
行政コストの状況は、「行政サービスに係るコストはどのようになっているか」といった住民等の関心に基づくものです。地方自治法においても、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされているものであり（同法第2条第14項）、財政の持続可能性と並んで重要な視点です。



行政の効率性については、多くの地方公共団体で取り組んでいる行政評価等において個別に分析が行われていますが、行政コスト計算書は地方公共団体の行政活動に係る人件費や物件費等の費用を発生主義に基づきフルコストとして表示するものであり、行財政の効率化に資する情報を一括して提供するものです。行政コスト計算書においては、住民一人当たり行政コストや性質別・行政目的別行政コストといった指標を用いることによって、効率性の度合いを定量的に測定することが可能となります。

⑥ 住民一人当たり行政コスト（万円）

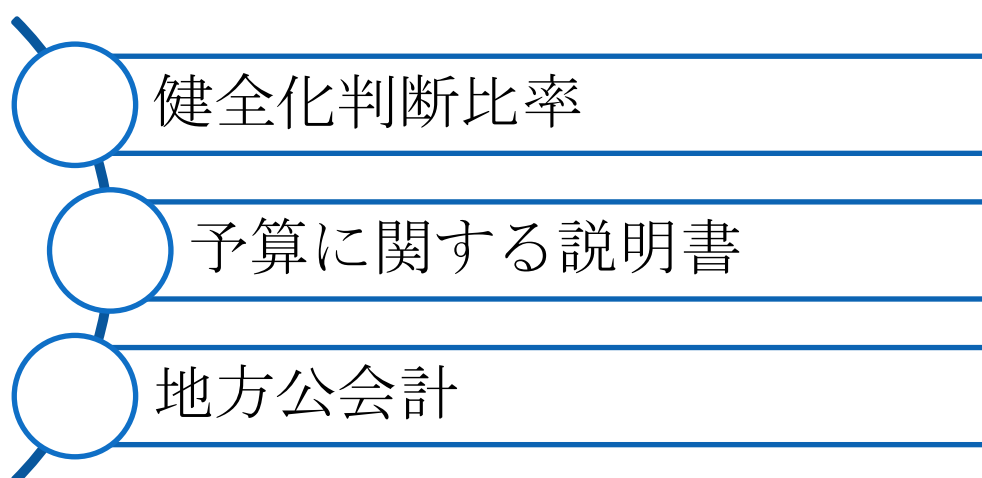
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
純行政コスト	621,068	464,115	454,700	451,776	438,988
人口	9,690	9,557	9,381	9,239	9,114
当該値	64.1	48.6	48.5	48.9	48.2
類似団体平均値	75.6	71.4	72.5	75.6	



算式	純行政コスト / 住民基本台帳人口
目的	住民への情報開示 他団体比較により、効率性の度合いを分析
留意事項	地方公共団体の人口規模や面積等
分析	本町の住民一人当たり行政コストは 48.2 万円で、前年度の 48.9 万円から 0.7 万円減少し、類似団体平均（75.6 万円）を下回っています。もっとも、平均を下回っていることのみをもって十分とはいえず、サービス水準や地域特性を踏まえて評価する必要があります。本町としては、今後もコスト構造の把握を継続し、効率性と必要な行政サービスの両立を図っていくことが重要です。

(4) 負債の状況(持続可能性(健全性))

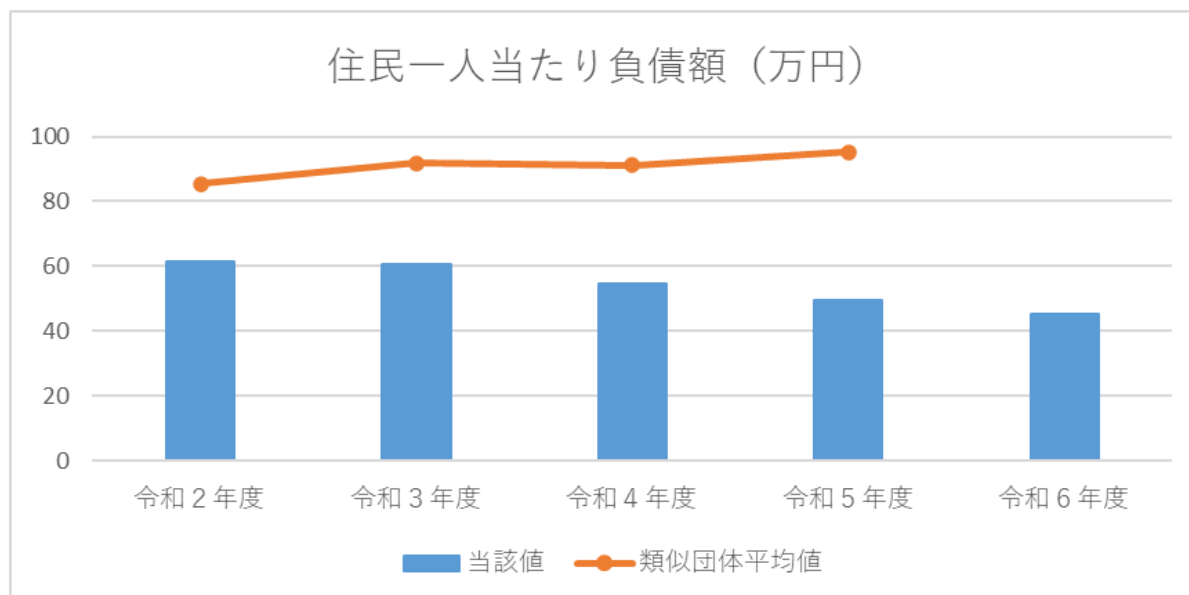
負債の状況は、「財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）」という住民等の関心に基づくものであり、財政運営に関する本質的な視点です。これに対しては、第一に、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）による分析が行われますが、これに加えて財務書類も有用な情報を提供することができます。



地方公共団体の負債に関する情報については、現行の予算に関する説明書においても、債務負担行為額及び地方債現在高についてそれぞれ調書が添付されていますが(地方自治法施行令第144条及び同施行規則第15条の2)、貸借対照表においては、この他に退職手当引当金や未払金など、発生主義により全ての負債を捉えることとなります。財政の持続可能性に関する指標としては、住民一人当たり負債額、基礎的財政収支（プライマリーバランス）や債務償還可能年数が挙げられます。

⑦ 住民一人当たり負債額（万円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
負債合計	597,149	577,169	514,100	458,420	412,195
人口	9,690	9,557	9,381	9,239	9,114
当該値	61.6	60.4	54.8	49.6	45.2
類似団体平均値	85.3	91.7	91.2	95.2	

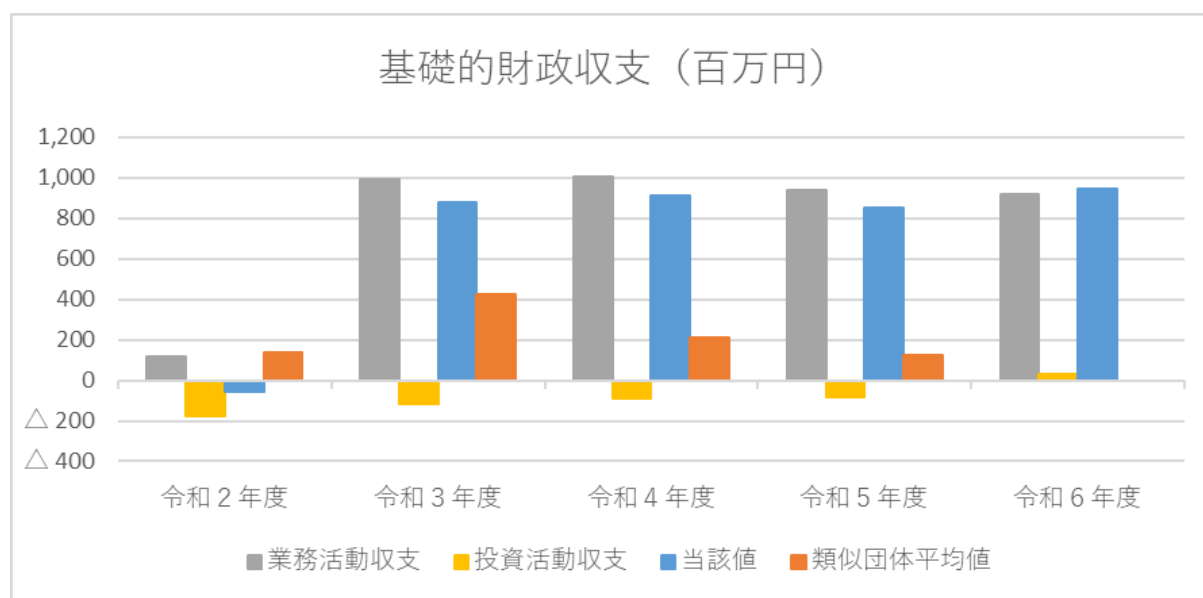


算式	負債額 / 住民基本台帳人口
目的	住民等への情報開示 他団体比較により、行政サービスに対する資産額の把握
留意事項	団体ごとの財政規模
分析	本町の住民一人当たり負債額は45.2万円で、前年度の49.6万円から4.4万円減少し、類似団体平均（95.2万円）を大きく下回っています。地方債の償還が進んでおり、負債水準は改善しています。本町としては、今後の更新投資に伴う新規借入の必要性を慎重に見極めながら、適正な負債水準を維持していくことが重要です。

⑧ 基礎的財政収支（百万円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
業務活動収支 ※1	116	990	1,005	937	918
投資活動収支 ※2	△ 175	△ 113	△ 90	△ 86	29
当該値	△ 59	877	915	851	947
類似団体平均値	138.2	425.6	213.3	120.9	

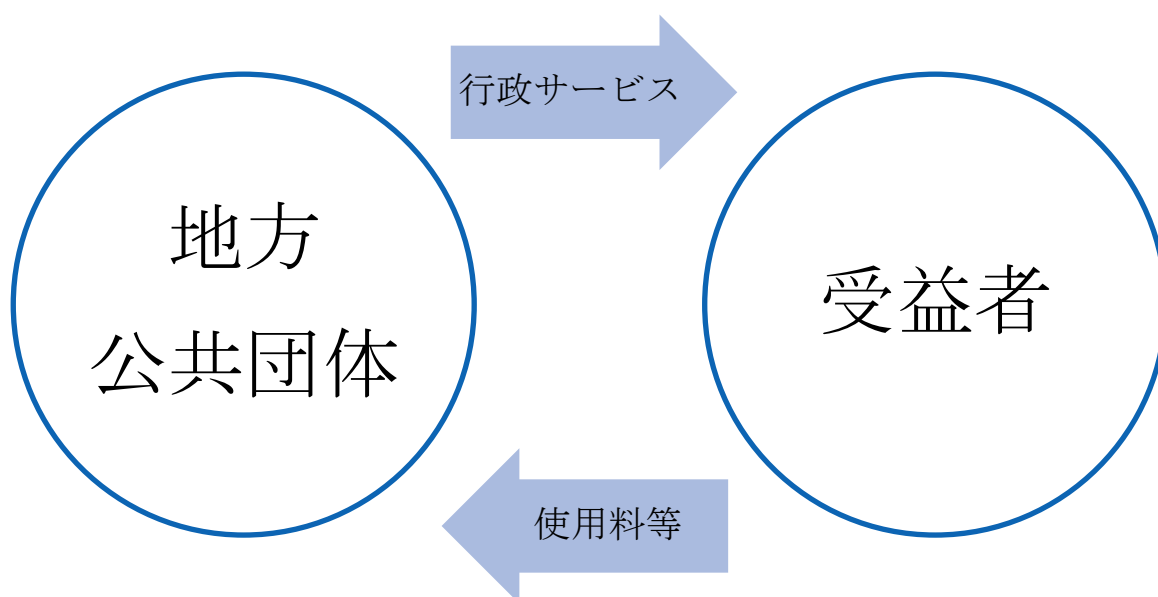
※1 支払利息支出を除く。 ※2 基金積立金支出及び基金取崩収入を除く。



算式	業務活動収支 + 支払利息支出 + 投資活動収支 + 基金積立支出 - 基金繰入収入
目的	財政運営のバランスの把握
留意事項	一概に黒字であれば評価できるものではない 国と地方の基礎的財政収支を一概に比較すべきではない
分析	本町の基礎的財政収支は 947 百万円の黒字で、前年度の 851 百万円から改善し、類似団体平均（120.9 百万円）も上回っています。業務活動収支で投資活動収支を賄っており、単年度の財政運営は安定していると考えられます。本町としては、今後も公共投資の規模と基金の活用を踏まえ、健全な収支バランスを維持するとともに、単年度の増減に左右されすぎないよう複数年度で推移を確認していくことが重要です。

(5) 受益者負担の状況(自律性)

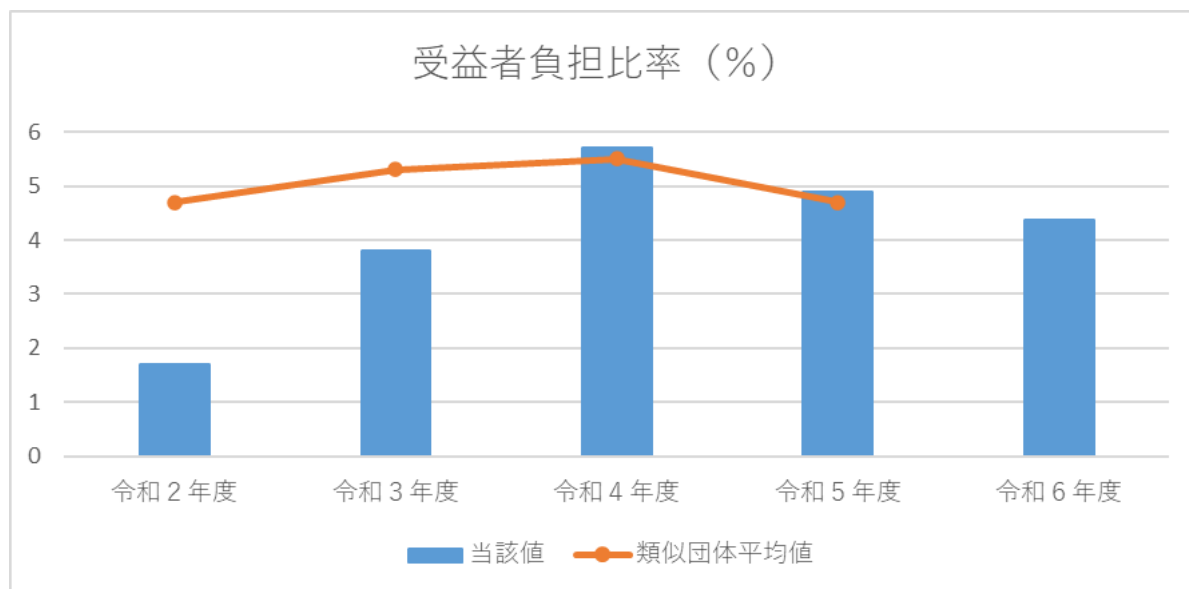
受益者負担の状況は、「歳入はどのくらい税収等で賄われているか（受益者負担の水準はどうなっているか）」といった住民等の関心に基づくものです。



これは、決算統計における歳入内訳や財政力指数が関連しますが、財務書類においても、行政コスト計算書において使用料・手数料などの受益者負担の割合を算出することが可能であるため、これを受益者負担水準の適正さの判断指標として用いることができます。

⑨ 受益者負担比率（％）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	103	182	263	229	200
経常費用	6,114	4,749	4,615	4,693	4,586
当該値	1.7	3.8	5.7	4.9	4.4
類似団体平均値	4.7	5.3	5.5	4.7	

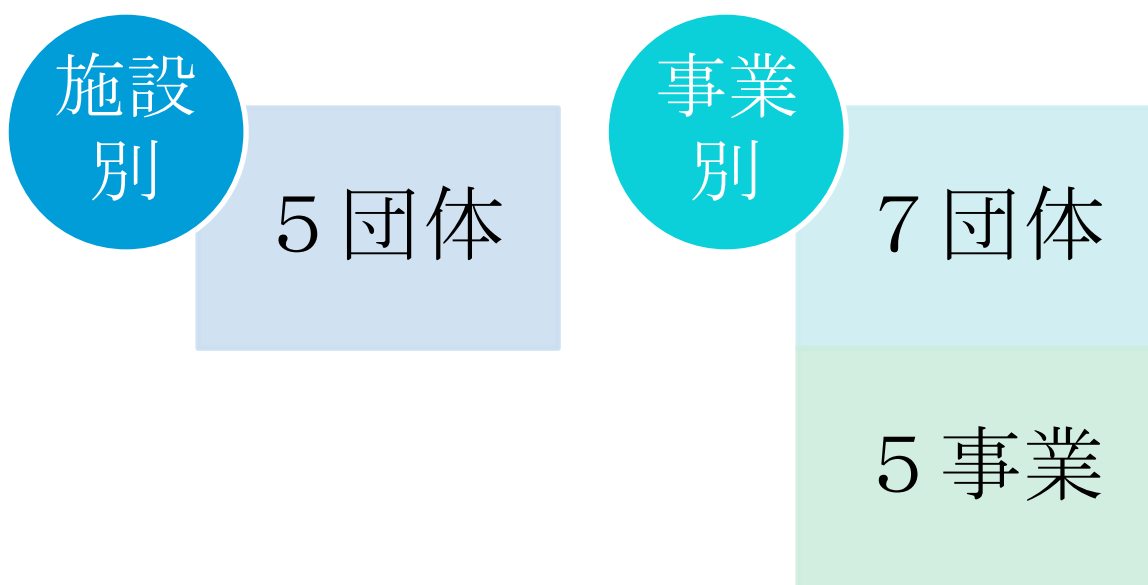


算式	$\left(\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \right) \times 100$
目的	行政サービスの提供に対する受益者負担度合の把握
留意事項	受益者負担に類似する分担金や負担金が経常収益に含まれない
分析	本町の受益者負担比率は4.4%で、前年度の4.9%から0.5ポイント低下し、類似団体平均（4.7%）をやや下回っています。経常費用に対する受益者負担の水準は高くないことから、本町としてはサービス水準とのバランスを踏まえつつ、使用料等のあり方を検討していく必要があります。制度改定を行う際には、住民負担への影響や近隣団体との均衡にも十分配慮していくことが求められます。

4. 今後の課題

(1) 行政運営における課題

地方公会計制度の目的として「財政の効率化・適正化」があり、資産債務管理や予算編成・政策評価等への活用が求められています。先進団体においては、予算編成等に活用されている事例もあります。また、総務省の研究会では、モデルとなる市町村を募り、セグメント(施設・事業)別財務書類の作成に取り組む団体も出てきています。



弊団体では、前述の資産の将来更新において、将来の財源不足が表れています。現金の面では、歳入歳出予算の作成により、枯渇する事態となる可能性を阻止できると言えますが、債務超過となる可能性を阻止できているとは言えません。

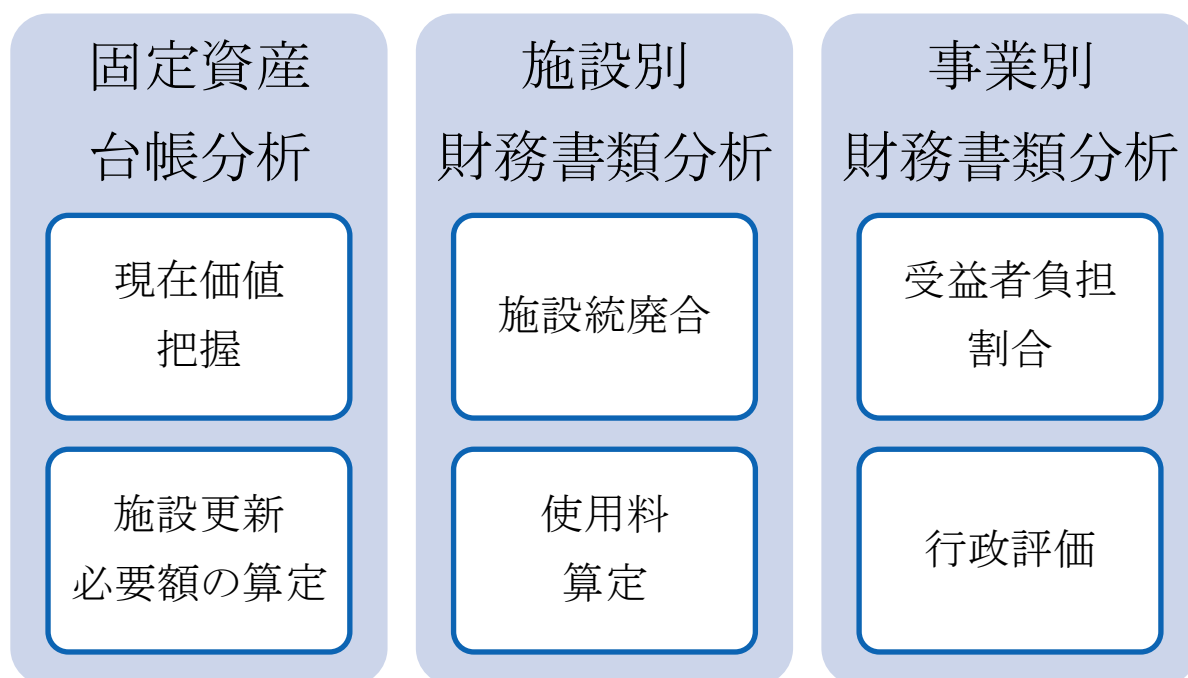
貸借対照表(BS)より、資産は負債(将来負担)と純資産(過去・現在世代負担)から構成されています。

本町は純資産の額はプラスとなっています(純資産の額がマイナスになった場合を債務超過といいます)が、年々純資産は減少傾向にあり、単純計算で行くとおおよそ75年～90年で債務超過が予想されます。

純資産変動計算書(NW)より、本年度差額は、“財源△純行政コスト”によって算出されます。財源は、税収等(住民税・交付税等)と国県等補助金で構成されているため、人口の増減や補助対象事業の有無等によって変動します。純行政コストは純経常行政コスト(PL、毎年度発生が見込まれるコスト)に臨時利益・臨時損失を加味した、一会計期間のコストの総額を表します。

本年度差額の金額を改善するにあたって、①財源の増加②純行政コストの減少(臨時損失の減少・臨時利益の増加)③純経常行政コストの減少(経常費用の減少・経常収益の増加)が考えられます。

「①財源の増加」「②純行政コストの減少」は変動させることが難しいため、「③純経常行政コストの減少」が実現可能な策であるといえます。しかし、コストの内訳として表れる「人件費」「移転費用(補助金等)」等の削減は、行政サービスの低下にもつながる可能性が大きいいため、固定資産に関する「減価償却費」「維持補修費」や経常収益のうち「使用料及び手数料」の改善が挙げられます。前者については、セグメント(施設別)分析・固定資産台帳分析が、後者についてはセグメント(事業別)分析が改善への第一歩となり得ます。



また、総務省より行われている「統一的な基準による財務書類に関する調査」において、財務四表・指標の分析(経年比較・類似団体比較)を行っています。しかし、調査における分析は市町村単位(一般会計等・全会計・連結会計)のため概略となっており、詳細な現状把握を行うためには“セグメント(事業別・施設別)分析”が必須となります。

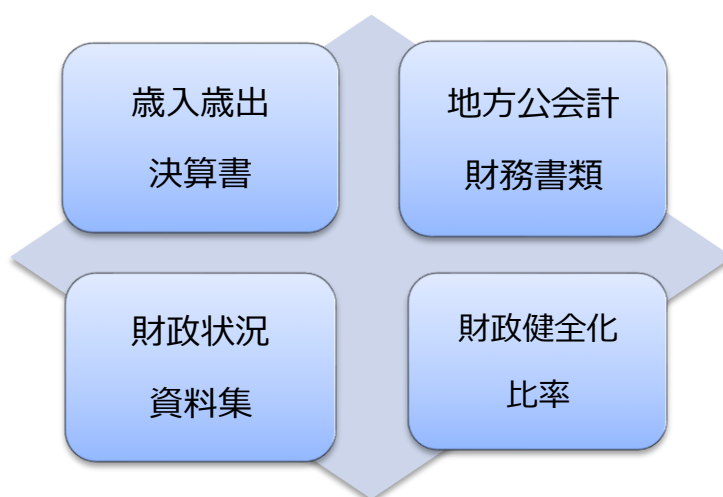
セグメント分析を行うにあたっては、各区分の設定や予算科目等との連携のほか、各種計画(人口ビジョン・総合計画 etc.)が必要になるため、即座に実施可能ではありませんが、今後見据える必要があります。

(2) 公表における課題

地方公会計制度の目的として、「説明責任の履行」があり、住民や議員へのわかりやすい公表が求められています。総務省の調査においても、固定資産台帳・財務書類の完成時期や公表状況が問われる状況になっていることから、より一層わかりやすい公表が求められることになるでしょう。

一方、地方公共団体の財政状況の公表に関する資料として、「地方公会計制度に基づく財務書類」以外に「歳入歳出決算書」「地方財政状況調査(決算統計)に基づく財政状況資料集」「財政健全化比率」等が挙げられます。

“わかりやすさ”を担保するには“正確さ”が必要となるため、前述の財政状況に関する資料において、内容が共通する部分の整合性を図ることが求められています。



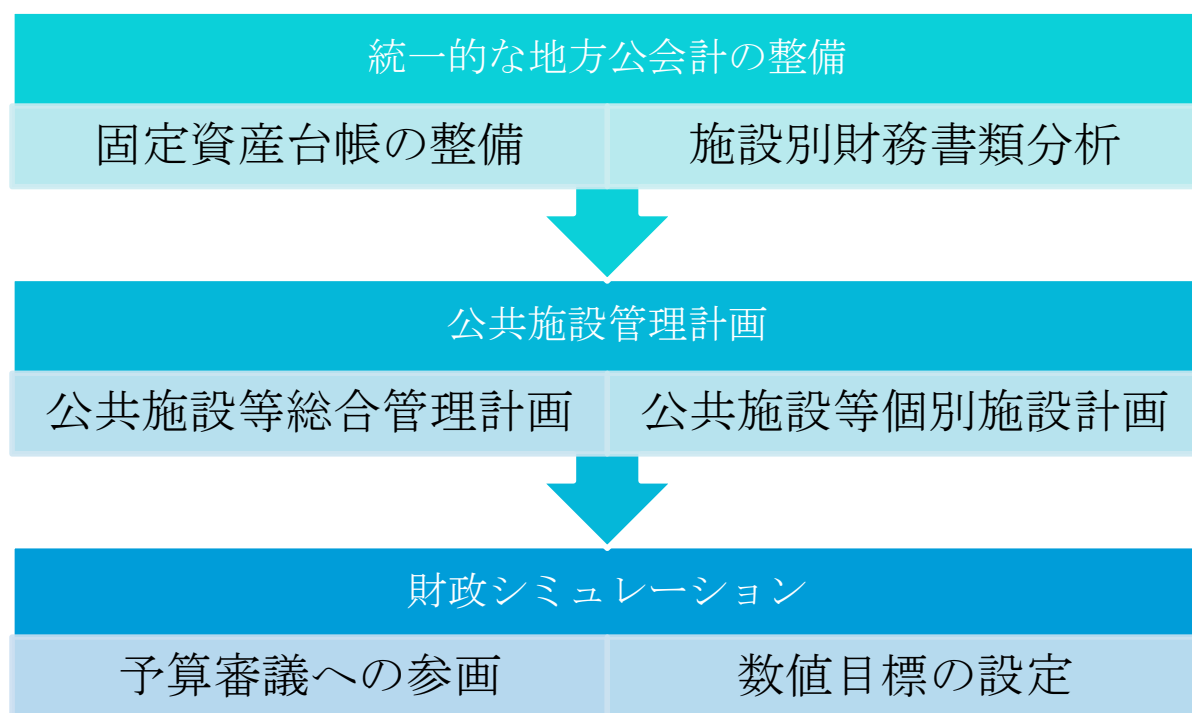
歳入歳出決算書の「財産に関する調書(公有財産台帳)」は、地方自治法施行規則に基づいて作成されており、「公有財産(土地・建物・出資 etc.)」「物品」「債権」「基金」等が記載されています。地方公会計制度における「固定資産台帳」については「公有財産(うち土地・建物)」と「物品」が、地方公会計制度における「財務四表」のうち「貸借対照表(BS)」については「公有財産(うち有価証券・出資金 etc.)」と「債権」「基金」が計上されており、両者の整合性を図る必要があります。

	公有財産台帳	固定資産台帳	固定資産課税台帳
準拠法・制度	地方自治法	地方公会計制度	地方税法
目的	運用管理・現状把握	現在価値の把握	固定資産税の算定
範囲	土地・建物 etc.	所有する全ての資産	課税対象資産
金額	なし	あり	あり

なかでも、「土地・建物・物品」については、両者に共通して計上されているにもかかわらず、差異が生じている場合が多く、個別施設計画を筆頭に施設の老朽化・適正配置等が問題視され、自然災害で施設の管理体制も問われる昨今の状況において、両台帳の整合性を図ることは喫緊の課題です。但し、現状では財産に関する調書(公有財産台帳)と財務書類(固定資産台帳)の作成スケジュールが異なっているため、業務期間は1ヵ年ではなく1.5ヵ年と考えなければなりません(下図参照)。

		財産に関する調書 (公有財産台帳)	財務書類 (固定資産台帳)
○+1年度	4月	○年度の増減確認	○年度末時点 差異特定
	5月		○年度の減少確認
	6月		
	7月	監査	○年度の増加確認
	8月	公表	
	9月		
	10月		完成
	11月		○年度末時点 差異特定
	12月		
	1月		
	2月		公表
	3月		
○+2年度	4月	○+1年度の増減確認	○+1年度の増減を確認 (土地・建物)
	5月		
	6月		完成
	7月	監査	○+1年度の増減を確認 (土地・建物以外)
	8月	公表	
	9月		
	10月		完成
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		

(3) 他計画との連携・活用における課題

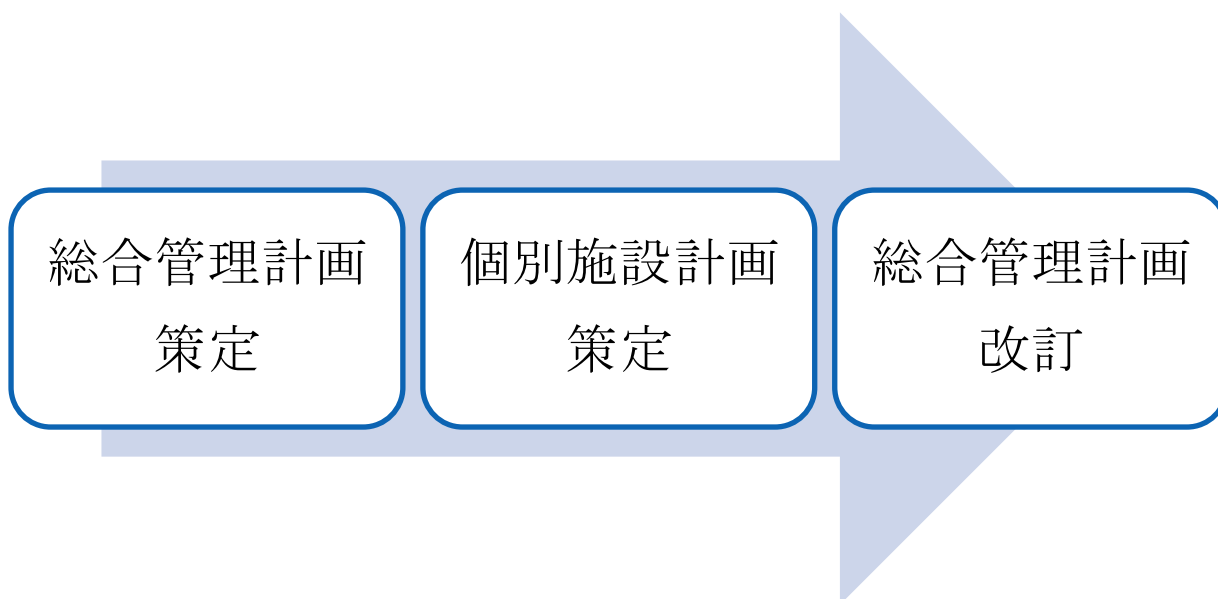


平成 26 年度より長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、「公共施設等総合管理計画」及び、「個別施設計画」の策定と推進が進められてきました。

令和 3 年 1 月 26 日通達の「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」では、地方公会計、特に固定資産台帳の内容を盛り込むことが望ましいこととしてあげられています。これにより、各施設計画を策定するための主たる台帳は固定資産台帳が前提と言えます。

また、今後の施設の保有に関する数値目標の算出や、その前提となる施設の維持管理・更新等に係る経費の算出方法には、減価償却費等の発生主義的観点からのアプローチは必要不可欠であると言え、台帳のみならず、更なる公会計要素の活用が求められています。

各計画を策定するにあたり、資産更新の課題や、施設別セグメント分析は十分に有用な情報となり得るため、今後も継続し、固定資産台帳の整備及びその活用方法を十分に検討するべきと言えます。



総合管理計画の策定

総務省より、平成 26 年度から平成 28 年度までの策定が要請されました。更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化が目的です。計画策定に乗じて、地方公会計制度における固定資産台帳の整備を行った地方公共団体も少なくありません。

※固定資産台帳に計上される資産の全てが公共施設総合管理計画の対象となるわけではないため、固定資産台帳の計上漏れが散見されます。

個別施設計画の策定

公共施設等総合管理計画・インフラ長寿命化基本計画を踏まえて、令和 2 年度までの策定が要請されました。個別施設ごとの「点検・診断による状況」「維持管理・更新等の対策に係る優先順位」「対策の内容・実施時期」「対策費用」など、具体的な対応方針を定めることが目的です。

※有形固定資産減価償却率等に基づく対策の優先順位の検討や、施設別財務書類により、再配置・統廃合等の検討や個別施設計画に定められた事業の進捗状況の確認等の実施が可能です。

総合管理計画の改訂

個別施設計画の策定期限が到来するため、令和 6 年度までに総合管理計画の見直しが要請されています。総合管理計画の策定から一定の期間が経過したこと・国（各省）のインフラ長寿命化計画が令和 2 年度中に見直される予定であること等の要請の要因と挙げられます。その際、総合管理計画の期間内である・全ての個別施設計画の策定が完了していない等の場合であっても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこととされています。

改訂に伴う記載事項として、「必須事項」「記載が望ましい事項」の二つに区分されており、それ以外についても、各団体の判断により必要な事項を記載することとされています。

必須事項

- ・ 基本的事項
- ・ 維持管理・更新等にかかる経費
- ・ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

記載が望ましい事項

- ・ 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標
- ・ 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
- ・ 地方公会計（固定資産台帳）の活用の方針
- ・ 保有財産(未利用資産等) 活用処分に関する基本方針

基本的事項については、計画策定(改訂)年度・計画期間・施設保有量とその推移・現状や課題に関する基本認識・過去に行った対策の実績・有形固定資産減価償却率の推移が該当します。

維持管理・更新等に係る経費については、現在の維持管理経費のほか、施設更新に係る経費（少なくとも10年程度の期間における）見込み（耐用年数経過時に単純更新した場合・長寿命化対策を反映した場合）、対策の効果額が該当します。また、総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ精緻化を図ることとされています。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方については、公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等）に係る方針・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針が該当します。

公共施設等適正管理推進事業債について

公共施設等の適正管理を推進するため、公共施設等適正管理推進事業債を活用し、財政負担の平準化を行う必要があります。上記計画の策定・改訂をすることで、各種事業債を発行できます。資産・負債（ストック）の全体の状況把握が可能となる固定資産台帳の活用と財務書類等の整備・開示により、住民・議会などへの説明責任をより適切に果たし、計画的な施設整備・財政運営を実施することを目指す必要があります。

対象事業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業	90%	50%
② 長寿命化事業	90%	財政力に応じて 30~50%
③ 転用事業		
④ 立地適正化事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業		
⑥ 脱炭素化事業		
⑦ 除却事業	90%	—